国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

平成２６年１月３０日
土地・建設産業局

平成２６年２月から適用する公共工事設計労務単価について

農林水産省及び国土交通省が、平成２５年１０月に実施した公共事業労務費調査に基づき、平成２６年２月からの公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価を決定したのでお知らせします。

【問い合わせ先】
国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課
課 長 補 佐　伊藤（内線：24863）
指導調整係長　斎藤（内線：24865）
電 話 番 号　03-5253-8111【代表】
03-5253-8283【夜間直通】
ＦＡＸ番号　03-5253-1555

１．平成２６年２月から適用する公共工事設計労務単価について

決定した都道府県別・職種別の公共工事設計労務単価一覧を「平成２６年２月から適用する公共工事設計労務単価」に示す。なお、単価の決定にあたり、社会保険に未加入の者が適正に加入できるよう、引き続き、法定福利費（本人負担分）相当額を適切に反映している。

また、入札不調の増加に応じて公共工事設計労務単価を機動的に見直すよう措置している。

公共工事設計労務単価は、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課及び各地方整備局技術管理担当課等で閲覧できる。

２．公共工事設計労務単価について

（１）公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される（図－１）。

① 基本給相当額
② 基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
③ 臨時の給与（賞与等）
④ 実物給与　（食事の支給等）

図－１　公共工事設計労務単価の構成

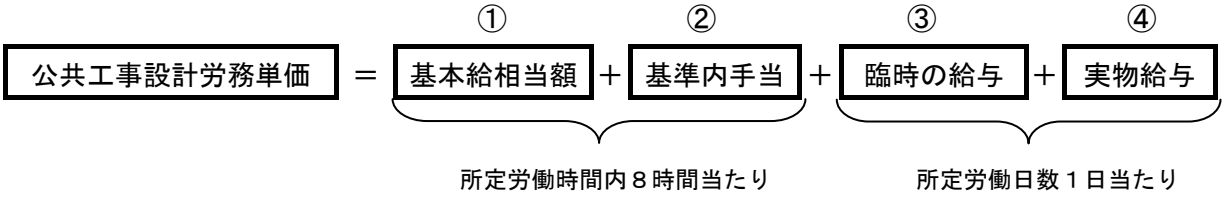

（２）公共工事設計労務単価に含まれない賃金、手当、経費

① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
③ 現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費

（例えば、交通誘導警備員Ａ、Ｂの単価については、警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は、含まれていない。）

（３）留意事項

公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意すること。

・ 本単価に含まれる賃金の範囲は（１）のとおりであり、（２）に示すものは含まれないこと（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている）

なお、労働者の雇用に伴う必要経費を含めた金額を参考に示す。

・ 公共工事設計労務単価、これに上記の必要経費を含めた金額は、いずれも下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではないこと

３．公共事業労務費調査の概要について

（１）調査目的

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して適正に定めることとされている。

これに基づき、農林水産省及び国土交通省では、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価を決定するため、所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を、昭和４５年より毎年定期的に調査している。

（２）調査方法

① 調査対象工事

農林水産省及び国土交通省所管の直轄・補助事業等のうち、平成２５年１０月に施工中の１件当たり１，０００万円以上の工事を選定母集団として、無作為に抽出。未着工、完了等の無効となった工事を除く有効工事件数は、１１，９８０件。地方別の有効工事件数を表－１に示す。

② 調査の実施方法

調査対象者は、調査対象工事に従事する５１職種の建設労働者等（各職種の定義・作業内容を「調査対象職種の定義・作業内容」に示す）。労働基準法により使用者に調製・保存が義務付けられている賃金台帳から、請負業者（元請会社及び協力会社）が転記する等して調査票を作成。会場調査において、調査票記載内容を照合・確認することにより、賃金の支払い実態を把握。

③ 有効標本数

賃金台帳の不備等による不良標本を除いた有効標本数は、全職種で１０９，８６９人。地方別の有効標本数を表－１に示す。

④ 公共工事設計労務単価の決定

有効標本について、所定労働時間内８時間当たりに換算し、都道府県別・職種別に集計。集計結果を基に、公共工事設計労務単価を決定。

なお、屋根ふき工については、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価として設定するに至らなかったため、参考公表とする。

⑤ その他

平成２５年１０月調査の対象となった工事の件名及び請負会社名（元請）については、各地方連絡協議会事務局（国土交通省各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の技術管理課等）において、割増対象賃金比については国土交通省ホームページにおいても閲覧できる。

表-１　有効工事件数及び有効標本数

地方連絡協議会名	有効工事件数（件）	有効標本数（人）
北海道	1,002	10,578
東北	1,567	16,730
関東	1,927	20,353
北陸	944	8,176
中部	1,371	11,084
近畿	1,637	12,606
中国	1,060	8,696
四国	806	6,272
九州	1,377	12,096
沖縄	289	3,278
全国計	11,980	109,869

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価

1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。（例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。）
5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位：円

地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工
北海道	01 北海道	16,400	13,500	11,300	16,600	18,800	17,100	26,200	23,000	17,400	17,400
東　北	02 青森県	19,300	14,300	10,700	16,600	19,600	18,000		19,300	16,100	19,000
	03 岩手県	(19,300)	(16,100)	(11,800)	17,300	(21,700)	(18,200)		21,200	16,900	(20,000)
	04 宮城県	(20,700)	(16,100)	(12,700)	18,300	(22,500)	(20,600)		22,000	17,300	(24,400)
	05 秋田県	18,300	14,400	11,600	17,100	19,400	17,500		20,200	16,400	19,300
	06 山形県	18,300	14,400	12,200	17,400	18,600	17,700	21,400	20,800	17,300	19,700
	07 福島県	(20,600)	(16,000)	(13,800)	17,900	20,600	19,400	22,000	21,200	17,700	20,200
関　東	08 茨城県	19,000	16,900	11,900	19,100	21,100	22,300	24,200	22,400	19,200	22,000
	09 栃木県	18,900	16,600	12,000	18,900	22,300	20,900	24,400	22,400	18,900	21,800
	10 群馬県	18,900	17,000	13,000	18,700	23,300	19,900	23,400	22,100	18,500	21,200
	11 埼玉県	20,200	18,000	13,000	18,900	22,600	23,200	23,900	22,300	20,400	23,500
	12 千葉県	21,000	17,300	12,900	19,700	22,500	24,000	24,300	22,600	21,500	24,400
	13 東京都	21,600	18,900	13,500	19,700	23,600	23,800	24,300	23,000	22,600	24,000
	14 神奈川県	21,900	18,900	13,200	19,200	22,500	23,800	24,100	22,700	21,700	22,700
	19 山梨県	20,500	18,500	12,800	19,100	23,000	21,200	24,000	22,600	21,100	22,000
	20 長野県	19,800	17,100	13,500	18,400	22,000	20,600	22,800	22,000	19,000	20,300
北　陸	15 新潟県	17,600	14,900	12,900	16,900	19,500	17,600	19,900	20,700	17,100	18,400
	16 富山県	18,100	15,100	12,200	16,300	21,700	19,600	20,700	21,100	18,100	19,800
	17 石川県	18,900	15,600	12,100	17,200	21,600	19,800	20,300	21,100	18,200	19,500
中　部	21 岐阜県	19,000	17,000	12,700	18,300	21,400	20,500	25,700	24,100	18,600	19,800
	22 静岡県	18,800	17,500	11,500	18,300	20,900	20,000	24,700	25,200	20,100	20,300
	23 愛知県	19,800	17,000	13,000	18,500	21,300	21,300	26,000	25,200	19,200	19,800
	24 三重県	18,900	15,700	12,300	18,700	21,800	21,800	26,000	23,100	19,100	20,000
近　畿	18 福井県	18,500	15,300	11,500	18,100	20,300	19,100	24,100	21,600	17,900	18,500
	25 滋賀県	17,900	16,100	12,200	18,100	20,600	20,400		22,400	18,300	19,600
	26 京都府	18,300	16,100	12,000	18,800	20,800	20,100		22,400	18,700	19,100
	27 大阪府	19,200	15,800	11,900	18,700	21,600	21,500		22,200	19,800	19,900
	28 兵庫県	17,600	16,200	11,300	18,300	20,400	20,400	25,700	22,300	18,400	18,500
	29 奈良県	18,800	16,200	12,200	18,900	20,500	20,700		22,400	19,100	19,400
	30 和歌山県	19,000	16,700	11,900	18,500	20,700	20,700		22,400	18,700	19,400
中　国	31 鳥取県	15,900	12,500	11,300	16,700	17,800	18,000	24,000	19,500	16,500	17,900
	32 島根県	16,100	13,600	10,900	16,300	17,600	17,900		19,200	16,400	17,200
	33 岡山県	17,000	14,700	11,600	16,900	18,700	18,600	24,100	19,500	17,500	18,300
	34 広島県	17,300	15,200	11,400	16,400	18,900	18,500		19,200	16,600	18,200
	35 山口県	16,100	14,300	11,000	16,500	18,300	18,400		19,200	16,900	17,600
四　国	36 徳島県	16,800	15,300	11,800	16,300	22,200	18,100	21,600	24,900	17,700	17,200
	37 香川県	17,600	15,700	11,800	16,700	20,600	17,400	22,000	25,000	17,200	17,300
	38 愛媛県	16,500	14,100	11,400	16,500	20,400	17,300	21,800	24,900	17,200	16,500
	39 高知県	17,100	14,500	12,200	16,800	21,100	17,500	21,800	24,900	17,200	16,500
九　州	40 福岡県	17,700	15,700	10,900	16,100	18,500	18,000	21,100	20,400	17,300	17,300
	41 佐賀県	15,400	13,300	10,500	16,000	18,100	16,700	21,400	20,500	17,000	16,900
	42 長崎県	15,600	13,400	10,700	15,900	17,800	16,500	21,400	20,300	16,100	16,300
	43 熊本県	16,500	14,000	11,700	16,300	18,900	17,300	21,400	20,200	16,000	17,300
	44 大分県	16,000	13,600	10,800	16,000	17,600	17,100	21,100	20,000	15,600	17,300
	45 宮崎県	17,900	13,300	11,000	15,900	17,800	17,300	21,400	20,000	15,200	16,400
	46 鹿児島県	19,700	14,500	11,800	15,900	20,400	17,600	21,400	20,000	15,600	17,200
沖　縄	47 沖縄県	17,800	14,900	11,300	16,200	17,700	20,500	22,200	14,900	14,000	18,600

（注）岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、労務費の上昇に伴う入札不調の多発が認められるため、入札不調に対応した単価を採用している。

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価

1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。（例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。）
5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位：円

地方連絡協議会名	都道府県名	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手（特殊）	運転手（一般）	潜かん工	潜かん世話役	さく岩工	トンネル特殊工	トンネル作業員
北海道	01 北海道	17,900	17,400	19,100	16,300	13,700	26,000	30,700	20,200	24,000	20,000
東北	02 青森県	17,000	16,100	18,200	20,900	19,000	26,000	30,800	21,300	24,900	19,700
	03 岩手県	(18,000)	(17,600)	(19,200)	(21,400)	(18,100)	(27,400)	(32,400)	(22,400)	(27,300)	(20,800)
	04 宮城県	(20,400)	(20,700)	(20,700)	(22,800)	(20,400)	(27,300)	(32,300)	(22,400)	(28,900)	(20,700)
	05 秋田県	17,300	17,200	18,400	20,100	19,400	26,100	30,800	21,300	25,000	19,700
	06 山形県	18,000	19,200	19,300	18,900	17,200	26,000	30,800	21,300	26,900	19,700
	07 福島県	18,100	19,400	19,400	(19,200)	(17,300)	26,000	30,700	21,200	25,100	19,600
関東	08 茨城県	20,500	21,800	24,600	20,600	17,000	25,900	30,700	23,500	24,900	21,100
	09 栃木県	21,200	22,600	25,100	18,600	17,800	26,000	30,800	23,600	25,400	21,200
	10 群馬県	20,700	19,700	23,500	18,900	16,000	26,000	30,800	23,600	26,600	21,200
	11 埼玉県	21,900	23,200	24,700	21,700	18,800	25,900	30,600	23,500	24,800	21,100
	12 千葉県	21,800	23,400	24,800	20,900	18,700	25,900	30,600	23,500	24,600	21,000
	13 東京都	22,500	24,600	26,300	21,200	17,600	25,900	30,600	23,500	24,400	21,000
	14 神奈川県	22,500	24,600	27,000	22,200	18,900	25,900	30,600	23,500	24,400	21,000
	19 山梨県	22,600	23,200	25,800	21,000	18,100	25,900	30,600	23,500	25,900	21,100
	20 長野県	20,800	20,500	22,600	18,800	16,500	25,900	30,700	23,500	25,900	21,100
北陸	15 新潟県	17,300	17,900	18,800	17,400	15,300	25,700	30,400	22,000	24,900	18,900
	16 富山県	19,200	19,100	19,600	17,600	15,300	25,700	30,400	21,900	25,200	18,900
	17 石川県	18,800	18,800	19,400	17,900	15,900	25,900	30,600	22,100	23,500	19,000
中部	21 岐阜県	19,600	20,100	22,000	19,800	17,100	25,900	30,700	22,400	23,700	20,500
	22 静岡県	20,400	21,300	23,800	19,300	16,800	25,800	30,500	22,200	25,900	20,300
	23 愛知県	20,000	20,900	23,200	19,500	17,600	25,800	30,500	22,200	25,400	20,300
	24 三重県	20,700	20,300	22,800	18,400	16,900	25,800	30,500	22,200	23,200	20,300
近畿	18 福井県	18,900	20,500	20,300	17,800	17,400	25,400	30,100	20,600	22,900	18,900
	25 滋賀県	18,800	20,000	20,800	18,100	16,100	25,300	30,000	20,500	24,800	18,800
	26 京都府	19,000	20,500	20,500	18,000	15,900	25,300	30,000	20,500	22,600	18,800
	27 大阪府	19,300	21,200	21,100	19,000	16,100	25,400	30,000	20,500	22,300	18,900
	28 兵庫県	18,200	19,400	20,800	17,800	16,100	25,400	30,000	20,500	21,600	19,700
	29 奈良県	19,300	20,700	21,300	18,000	15,800	25,300	30,000	20,500	22,100	18,800
	30 和歌山県	18,900	20,500	20,700	17,500	15,200	25,300	30,000	20,500	21,600	18,800
中国	31 鳥取県	17,100	17,800	18,700	14,800	12,900	25,600	30,300	20,900	25,000	19,800
	32 島根県	16,700	16,500	17,300	16,100	12,800	25,500	30,200	20,900	25,700	19,400
	33 岡山県	17,400	17,700	18,800	17,300	14,900	25,600	30,300	20,900	23,100	20,000
	34 広島県	17,300	16,800	17,400	17,700	14,900	25,700	30,300	21,000	25,100	19,200
	35 山口県	16,900	16,100	17,600	16,100	14,200	25,600	30,300	20,900	24,600	19,300
四国	36 徳島県	17,300	16,900	19,700	15,700	14,900	25,900	30,600	19,300	24,200	19,700
	37 香川県	17,300	16,900	19,800	16,900	15,600	25,800	30,500	19,300	23,600	19,600
	38 愛媛県	17,300	16,900	19,800	17,100	15,200	25,800	30,500	19,300	23,600	19,600
	39 高知県	17,300	17,000	19,800	17,500	15,500	25,800	30,500	19,300	23,400	19,600
九州	40 福岡県	15,600	18,000	18,700	17,100	14,800	25,600	30,300	23,200	22,500	18,800
	41 佐賀県	15,800	18,200	18,300	18,800	15,200	25,600	30,300	23,200	22,800	18,400
	42 長崎県	15,200	17,300	18,000	15,300	13,900	25,600	30,300	23,200	23,300	18,400
	43 熊本県	15,400	18,000	18,300	16,300	14,700	25,600	30,300	23,200	23,300	18,400
	44 大分県	15,700	17,200	18,100	18,100	16,500	25,600	30,300	23,200	22,900	18,400
	45 宮崎県	15,600	17,500	17,700	18,100	15,400	25,600	30,300	23,200	23,800	18,400
	46 鹿児島県	15,600	17,900	18,200	20,200	17,700	25,600	30,200	23,200	23,700	18,400
沖縄	47 沖縄県	16,900	18,000	18,000	20,200	17,800	25,300	29,900	21,200	21,600	17,400

（注）岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、労務費の上昇に伴う入札不調の多発が認められるため、入札不調に対応した単価を採用している。

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価

1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。（例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。）
5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位：円

地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル世話役	橋りょう特殊工	橋りょう塗装工	橋りょう世話役	土木一般世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員
北海道	01 北海道	26,900	22,600	22,800	27,700	18,500	23,000	18,200	30,000	19,600	18,700
東北	02 青森県	27,500	22,500	24,100	27,200	22,000	23,900	18,700	35,100	21,600	22,000
	03 岩手県	(29,000)	(23,700)	(25,400)	(29,800)	22,000	23,900	18,700	(38,300)	(23,700)	(24,400)
	04 宮城県	(28,900)	(23,600)	(25,300)	(32,600)	22,300	23,900	18,700	(42,000)	(25,900)	(26,400)
	05 秋田県	27,500	22,600	24,200	27,800	22,900	23,900	18,700	35,800	22,000	22,400
	06 山形県	27,500	22,600	24,100	27,400	21,200	23,900	19,500	36,200	22,300	22,700
	07 福島県	27,500	22,500	24,100	27,600	20,000	23,900	19,500	36,400	22,500	23,000
関東	08 茨城県	27,800	25,900	27,000	29,000	21,400	27,200	21,300	33,100	21,200	23,200
	09 栃木県	27,900	26,000	27,100	29,100	21,300	27,200	21,300	33,100	21,600	23,300
	10 群馬県	27,900	26,000	27,100	29,200	21,400	27,200	21,300	34,600	21,200	22,800
	11 埼玉県	27,800	26,900	26,900	29,500	21,900	27,200	21,300	34,600	24,600	24,600
	12 千葉県	27,800	26,300	26,900	29,500	22,400	27,200	21,300	34,600	24,600	24,600
	13 東京都	27,800	26,100	26,900	29,900	23,000	27,200	21,300	35,700	24,600	24,400
	14 神奈川県	27,800	25,900	26,900	29,200	23,400	27,200	21,300	35,100	23,800	23,500
	19 山梨県	27,800	25,900	27,000	28,600	22,200	27,100	21,200	35,300	23,400	23,500
	20 長野県	27,800	25,900	27,000	27,900	21,500	27,200	21,300	33,400	22,000	23,100
北陸	15 新潟県	26,500	22,100	26,600	25,100	18,800	22,600	19,500	31,700	19,200	20,800
	16 富山県	26,400	22,000	26,500	25,600	19,800	22,600	19,500	32,300	19,300	21,300
	17 石川県	26,600	22,200	26,700	26,100	21,400	22,600	19,600	31,200	19,900	20,000
中部	21 岐阜県	26,700	23,900	26,000	26,800	21,700	24,800	19,900	30,300	19,800	19,400
	22 静岡県	26,500	24,600	25,900	27,100	21,900	24,800	19,900	34,600	21,500	22,200
	23 愛知県	26,500	23,800	25,900	26,500	21,600	24,800	19,900	32,500	21,000	19,700
	24 三重県	26,500	23,800	25,900	27,400	20,900	24,800	19,900	32,500	20,400	19,600
近畿	18 福井県	25,300	24,300	25,400	28,200	20,200	23,500	19,100	28,100	20,300	20,200
	25 滋賀県	25,200	24,200	25,300	28,000	20,400	23,500	19,100	28,600	20,500	20,200
	26 京都府	25,200	24,200	25,300	28,000	20,500	23,500	19,100	28,200	20,500	20,000
	27 大阪府	25,300	24,500	25,500	28,600	21,500	23,500	19,100	29,000	21,000	20,400
	28 兵庫県	25,300	24,500	25,400	28,200	20,300	23,500	19,100	29,800	21,700	20,800
	29 奈良県	25,200	24,200	25,800	27,900	20,700	23,500	19,100	28,300	20,700	20,300
	30 和歌山県	25,200	24,200	25,300	27,900	20,300	23,500	19,100	28,200	20,500	19,900
中国	31 鳥取県	25,800	21,900	23,100	25,100	18,600	23,400	18,600	30,900	24,200	22,400
	32 島根県	25,700	21,900	22,500	24,900	18,000	23,400	17,800	31,000	25,600	22,600
	33 岡山県	25,800	22,000	23,100	25,000	19,300	23,500	18,600	30,800	24,300	22,500
	34 広島県	25,900	22,000	22,400	25,100	18,700	23,500	17,800	31,300	25,800	22,800
	35 山口県	25,800	22,000	22,400	24,900	19,200	23,400	17,800	31,200	25,700	22,800
四国	36 徳島県	25,300	22,000	22,800	24,200	18,800	27,600	19,600	33,600		17,200
	37 香川県	25,300	21,900	22,800	24,500	18,500	27,600	19,600	34,000		17,500
	38 愛媛県	25,300	21,900	22,800	23,800	19,600	27,600	19,600	34,000		17,300
	39 高知県	25,300	21,900	22,800	24,100	18,600	27,600	19,600	33,700		17,300
九州	40 福岡県	25,600	20,800	23,600	25,600	19,900	23,900	18,900	29,600	18,600	18,700
	41 佐賀県	25,600	20,800	22,900	25,800	18,900	23,800	18,900	29,600	18,600	18,700
	42 長崎県	25,600	20,800	22,600	25,700	18,600	23,800	18,100	29,300	18,400	18,500
	43 熊本県	25,600	20,800	22,800	24,700	19,200	23,800	18,300	29,500	18,500	18,600
	44 大分県	25,600	20,800	22,500	25,100	19,600	23,800	18,600	29,600	18,500	18,600
	45 宮崎県	25,600	20,800	22,500	25,600	19,800	23,800	18,100	29,600	18,500	18,600
	46 鹿児島県	25,600	20,800	22,400	25,800	21,400	23,700	18,100	29,600	18,500	18,600
沖縄	47 沖縄県	24,500	24,500	19,700	29,300	21,200	21,000	17,900	34,900	21,300	23,200

（注）岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、労務費の上昇に伴う入札不調の多発が認められるため、入札不調に対応した単価を採用している。

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価

1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。（例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。）
5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位：円

地方連絡協議会名	都道府県名	山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工
北海道	01 北海道		21,500	16,800	18,000	18,000	17,000	18,200	18,800	18,100	19,100
東 北	02 青森県		23,600	21,900	19,200	19,400	16,700	17,200	17,000	17,900	17,500
	03 岩手県		(25,800)	(23,200)	(20,800)	(21,700)	17,900	(18,800)	(18,000)	(19,000)	(16,800)
	04 宮城県		(28,500)	(26,300)	(22,900)	(23,700)	18,700	(20,500)	(19,800)	(20,600)	(16,800)
	05 秋田県		23,600	19,300	21,000	19,400	16,000	17,500	17,300	17,600	17,700
	06 山形県		22,100	19,700	18,400	19,200	18,000	17,500	19,300	18,400	18,000
	07 福島県		28,200	18,500	20,600	19,400	18,400	17,600	19,200	18,900	19,800
関 東	08 茨城県	25,200	39,500	21,700	22,600	23,200	19,700	20,800	23,400	23,400	23,400
	09 栃木県	25,300	39,900	21,300	22,600	23,300	19,700	21,900	23,900	23,600	23,500
	10 群馬県	25,100	37,300	21,300	22,100	20,500	18,300	20,700	22,300	21,700	23,500
	11 埼玉県	24,900	40,300	22,500	23,300	23,300	19,700	21,600	25,100	24,100	23,500
	12 千葉県	25,000	41,300	21,900	24,800	23,800	20,200	22,400	25,200	24,200	23,500
	13 東京都	25,500	39,400	22,800	24,700	24,100	20,400	22,900	26,000	24,200	23,500
	14 神奈川県	25,300	38,200	22,700	23,400	23,400	19,900	23,000	23,800	23,700	23,500
	19 山梨県	25,200	37,700	22,600	23,500	23,000	19,900	22,400	23,500	23,400	23,200
	20 長野県	24,300	32,900	19,400	21,500	19,500	18,000	20,300	21,700	21,600	23,300
北 陸	15 新潟県	21,900	23,000	17,500	17,800	17,500	17,600	16,400	17,800	17,700	23,100
	16 富山県	21,900	26,600	19,400	18,200	18,100	17,500	17,500	17,800	18,400	23,100
	17 石川県	22,600	27,100	19,000	18,300	17,800	17,200	17,900	18,500	18,600	23,400
中 部	21 岐阜県	24,800	31,100	21,200	21,400	19,200	18,700	20,000	19,600	19,500	21,700
	22 静岡県	25,100	33,400	20,000	23,900	20,400	18,800	20,800	21,600	19,700	21,700
	23 愛知県	26,400	31,600	21,500		19,800	19,300	20,500	21,200	19,800	21,200
	24 三重県	23,100	32,700	20,000	21,900	19,300	19,600	19,900	21,000	21,100	21,600
近 畿	18 福井県	20,900	30,700	18,900	18,000	17,900	18,100	19,300	19,700	19,400	
	25 滋賀県	21,000	31,000	18,700	19,200	18,700	18,300	19,700	20,400	19,400	
	26 京都府	21,500	31,500	20,200	19,300	19,700	18,800	20,100	20,400	19,400	
	27 大阪府	21,500	32,100	21,400	19,200	19,900	19,700	20,300	20,500	19,700	
	28 兵庫県	21,500	30,600	20,000	18,800	19,000	17,900	19,900	19,700	18,800	
	29 奈良県	21,500	31,700	21,200	19,300	20,300	19,700	20,000	20,400	19,500	
	30 和歌山県	21,300	31,900	21,400	19,200	19,900	18,500	20,000	20,200	19,400	
中 国	31 鳥取県		27,500	17,600	17,900	17,100	16,400	18,700	19,200	18,300	16,600
	32 島根県		23,000	17,000	18,100	16,600	16,700	17,200	18,300	17,900	16,900
	33 岡山県		26,200	18,200	17,900	17,400	17,100	18,700	19,500	18,200	16,700
	34 広島県		23,100	17,800	18,100	17,100	17,000	17,300	18,800	17,800	17,000
	35 山口県		23,100	17,000	18,100	16,900	17,100	17,300	18,500	17,800	17,000
四 国	36 徳島県	19,600	27,200	17,700	18,400	18,300	16,200	17,300	18,100	18,300	
	37 香川県	19,300	27,200	17,600	18,500	18,300	16,800	17,400	18,200	18,300	
	38 愛媛県	19,200	27,200	17,600	18,400	18,300	16,700	17,500	18,000	18,300	
	39 高知県	19,100	27,100	17,200	18,400	18,100	16,600	17,300	17,900	18,300	
九 州	40 福岡県		21,500	17,300	18,300	17,500	16,300	16,400	17,200	15,800	20,300
	41 佐賀県		21,400	18,600	18,300	17,600	15,700	15,800	17,300	15,800	20,300
	42 長崎県		22,000	17,000	18,200	17,400	15,500	15,600	17,000	15,800	20,300
	43 熊本県		22,000	17,100	18,300	17,100	15,600	15,700	17,100	15,800	20,300
	44 大分県		21,800	16,600	18,100	17,300	15,400	15,700	17,200	15,800	20,300
	45 宮崎県		21,600	17,500	18,100	17,200	15,300	15,700	17,000	15,800	20,300
	46 鹿児島県		21,700	19,200	18,400	17,500	15,300	15,800	17,000	15,800	20,300
沖 縄	47 沖縄県			19,500		18,800	14,800	18,100	22,200	17,900	

（注）岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、労務費の上昇に伴う入札不調の多発が認められるため、入札不調に対応した単価を採用している。

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価

1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。（例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経は含まれていない。）
5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位：円

地方連絡協議会名	都道府県名	サッシ工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	建築ブロック工	設備機械工	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B
北海道	01 北海道	18,100	16,900	15,900	16,600	16,900	18,600		18,800	9,900	8,900
東北	02 青森県	19,000	17,000	17,000		15,500	17,600	16,400	17,000	9,300	8,600
	03 岩手県	(20,600)	(18,600)	(18,000)		16,400	17,600	(17,900)	17,700	(10,500)	(9,600)
	04 宮城県	(22,500)	(20,400)	(17,900)		16,600	17,600	(19,500)	18,500	(11,600)	(10,300)
	05 秋田県	19,200	17,500	17,100		15,600	17,600	16,600	16,900	9,300	8,500
	06 山形県	19,400	18,600	17,000	15,600	17,300	17,600	16,800	17,000	10,500	9,500
	07 福島県	20,000	19,200	17,000	15,100	17,000	17,500	16,200	18,100	(11,300)	(10,200)
関東	08 茨城県	22,400	24,100	21,500	23,100	20,200	20,000	21,000	21,000	11,900	10,900
	09 栃木県	22,300	24,300	21,600	23,100	20,000	20,100	21,100	20,300	11,500	10,100
	10 群馬県	21,700	23,800	21,600	19,100	18,900	20,100	21,000	19,400	11,000	9,800
	11 埼玉県	22,200	24,300	21,500	23,100	20,100	20,000	21,300	20,700	11,800	10,700
	12 千葉県	22,300	23,000	21,500	23,100	20,200	20,000	21,300	21,000	12,200	10,700
	13 東京都	22,400	23,000	21,500	23,100	20,500	20,000	21,300	21,000	12,400	10,900
	14 神奈川県	22,000	24,400	21,500	21,500	19,800	20,000	21,300	21,200	12,600	10,800
	19 山梨県	22,000	24,400	21,500	21,500	19,700	20,000	21,300	21,300	11,400	10,000
	20 長野県	21,100	23,100	21,500	18,800	18,400	20,000	22,200	20,400	10,300	9,100
北陸	15 新潟県	19,500	18,500	17,600	14,500	17,300	18,300	15,000	17,900	10,500	9,300
	16 富山県	18,900	18,400	17,500	14,800	17,800	18,300	15,000	17,900	10,400	9,700
	17 石川県	19,100	17,900	17,700	14,500	17,900	18,400	15,000	18,400	10,900	9,600
中部	21 岐阜県	20,400	20,000	19,600	17,800	17,900	20,500	23,700	20,500	10,900	9,900
	22 静岡県	19,900	24,000	19,500	19,200	19,000	20,300	23,700	22,200	11,300	9,800
	23 愛知県	20,200	21,000	19,500	19,100	18,200	20,300	23,700	21,600	11,600	10,100
	24 三重県	20,200	22,200	19,500	19,900	17,800	20,300	22,400	21,800	11,000	9,500
近畿	18 福井県	18,700	19,900	19,200	16,700	18,000	20,600		21,500	11,100	9,900
	25 滋賀県	19,300	20,500	19,200	19,500	17,400	20,500		21,100	10,500	8,700
	26 京都府	19,600	20,600	19,200	19,700	17,600	20,500		21,700	10,400	8,800
	27 大阪府	19,000	20,600	19,200	19,100	17,800	20,500		21,200	10,500	9,100
	28 兵庫県	18,100	20,600	19,200	17,700	17,700	20,500		21,400	10,500	9,000
	29 奈良県	19,600	20,700	19,200	19,800	17,600	20,500		21,200	10,500	9,000
	30 和歌山県	19,500	20,600	19,200	19,300	17,700	20,500		21,400	10,300	8,800
中国	31 鳥取県	17,200	18,500	17,300	15,900	16,700	17,800		19,300	10,400	8,600
	32 島根県	17,500	18,000	17,200	15,600	17,100	17,800		18,300	10,400	9,200
	33 岡山県	17,200	18,800	17,300	15,800	16,700	17,800		19,300	10,800	9,300
	34 広島県	17,600	18,100	17,300	15,400	16,800	17,800		18,000	10,900	9,500
	35 山口県	17,600	18,100	17,300	15,400	16,900	17,800		18,200	10,600	9,100
四国	36 徳島県	18,100	19,200	16,800		15,300	18,600		17,400	10,100	9,100
	37 香川県	18,400	19,400	16,800		15,500	18,600		17,400	10,200	9,100
	38 愛媛県	18,200	19,400	16,800		15,400	18,600		17,400	9,800	8,600
	39 高知県	18,100	19,300	16,800		15,300	18,600		17,500	9,200	8,200
九州	40 福岡県	21,800	17,400	17,400	15,300	14,800	17,100		17,600	9,700	8,800
	41 佐賀県	21,800	17,400	17,400	14,700	14,400	17,100		17,400	9,300	8,200
	42 長崎県	21,500	17,200	17,400	14,600	14,300	17,100		17,200	9,700	8,400
	43 熊本県	21,600	17,300	17,400	14,700	14,200	17,100		17,300	9,400	8,200
	44 大分県	21,300	17,400	17,400	14,400	14,100	17,100		17,100	9,500	8,000
	45 宮崎県	21,200	17,300	17,400	14,400	14,100	17,100		17,100	9,600	7,400
	46 鹿児島県	21,200	17,100	17,400	14,400	14,100	17,000		17,000	10,200	9,100
沖縄	47 沖縄県	16,600	17,700	16,600		13,900	16,600		15,700	8,500	7,900

（注）岩手県、宮城県、福島県における単価括弧書きは、労務費の上昇に伴う入札不調の多発が認められるため、入札不調に対応した単価を採用している。

調査対象職種の定義・作業内容

職　　種	定　義　・　作　業　内　容
01　特　殊　作　業　員	①　相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業 イ．機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 ロ．吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ．機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め ニ．可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設 ホ．ピックブレーカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし ヘ．動力草刈機を運転または操作して行う機械除草 ト．ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作 チ．コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作 b.　人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ c.　ダム工事において、グリズリホッパ、トリッパ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破砕設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬 d.　コンクリートポンプ車の筒先作業 ②　その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの
02　普　通　作　業　員	①　普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの a.　人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等 b.　人力による資材等の積込み、運搬、片付け等 c.　人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置） d.　人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く） e.　人力による除草 f.　ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 ②　その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの
03　軽　作　業　員	①　主として人力による軽易な次の作業を行うもの a.　軽易な清掃または後片付け b.　公園等における草むしり c.　軽易な散水 d.　現場内の軽易な小運搬 e.　準備測量、出来高管理等の手伝い f.　仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去 g.　品質管理のための試験等の手伝い ②　その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの

職　　種	定　義　・　作　業　内　容
04　造　　園　　工	造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ①　樹木の植栽または維持管理 ②　公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業 a.　芝等の地被類の植付け b.　景石の据付け c.　地ごしらえ d.　園路または広場の築造 e.　池または流れの築造 f.　公園設備の設置
05　法　　面　　工	法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 b.　高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業 c.　モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
06　と　　び　　工	高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く） b.　木橋の架設等 c.　杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く） d.　仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等 e.　重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く） f.　鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）
07　石　　工	石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　石材の加工 b.　石積みまたは石張り c.　構造物表面のはつり仕上げ
08　ブ　ロ　ッ　ク　工	ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48建築ブロック工に該当するものを除く）
09　電　　工	電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去 b.　電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去 （「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。 ①　第1種電気工事士 ②　第2種電気工事士 ③　認定電気工事従事者 ④　特殊電気工事資格者）
10　鉄　　筋　　工	鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの

職　　種	定　義　・　作　業　内　容
11　鉄　　骨　　工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12　塗　　装　　工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く）
13　溶　　接　　工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14　運転手（特殊）	重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車（3輪式）、除雪車等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）
15　運転手（一般）	道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（4輪式）の運転または操作
16　潜　か　ん　工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの
17　潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの

職　　種	定　義　・　作　業　内　容
18　さ　く　岩　工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19　トンネル特殊工	坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　ダイナマイトおよびさく岩機を使用する爆破掘削 b.　支保工の建込、維持、点検等 c.　アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 d.　ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e.　アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f.　シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20　トンネル作業員	坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a.　各種作業についての補助的業務 b.　人力による資材運搬等 c.　シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21　トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22　橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの a.　PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b.　コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c.　コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23　橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24　橋りょう世話役	橋りょう関係作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25　土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く）
26　高　級　船　員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く） （以下の水面は、海面に含める（27普通船員、28潜水士、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様） ①　海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ②　漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 ③　港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面）
27　普　通　船　員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの

職　　種	定　義　・　作　業　内　容
28　潜　水　士	潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの （潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む） 「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第61条に規定する免許のことをいう
29　潜水連絡員	潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの a.　潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 b.　潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 c.　送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務
30　潜水送気員	潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの
31　山林砂防工	山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの a.　人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 b.　人力による資材の積込み、運搬、片付け等 c.　簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 d.　その他各作業について必要とされる関連業務
32　軌　道　工	軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 b.　新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業
33　型わく工	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　木製型わく（メタルフォームを含む）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く） b.　木坑、木橋等の仕拵え等
34　大　　工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35　左　　官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36　配　管　工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　配管ならびに管の撤去 b.　金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c.　電触防護
37　はつり工	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a.　コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く） b.　建築物の床または壁の穴あけ

職　　種	定　義　・　作　業　内　容
38　防　　水　　工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39　板　　金　　工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46ダクト工に該当するものを除く）
40　タ　イ　ル　工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41　サ　ッ　シ　工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
43　内　　装　　工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44　ガ　ラ　ス　工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45　建　　具　　工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46　ダ　ク　ト　工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く）
47　保　　温　　工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
48　建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く）
49　設　備　機　械　工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50　交通誘導警備員Ａ	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51　交通誘導警備員Ｂ	警備業者の警備員で、交通誘導警備員Ａ以外の交通の誘導に従事するもの

（参考）

参　考　職　種	定　義　・　作　業　内　容
42　屋　根　ふ　き　工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ぶき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く）

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）

1 公共工事設計労務単価（上段）は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。（例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。）
5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額（参考値）を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国の元請・下請企業を対象とする間接工事費等諸経費動向調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、現在の被災県で見られる、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
7 この表は、「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものであり、年度の途中で新たに「入札不調対策のための需給状況を踏まえた設計労務単価」の単価B～Eが適用される場合は、その単価を概ね1．41倍した金額をもって必要経費を加算した単価（下段：参考値）とする。

（上段：公共工事設計労務単価
（下段）：公共工事設計労務単価＋必要経費（法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舎費等）（参考値））

所定労働時間内8時間あたりの金額（単位：円）

地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手（特殊）	運転手（一般）	潜かん工	潜かん世話役	さく岩工	トンネル特殊工	トンネル作業員
北海道	01 北海道	16,400	13,500	11,300	16,600	18,800	17,100	26,200	23,000	17,400	17,400	17,900	17,400	19,100	16,300	13,700	26,000	30,700	20,200	24,000	20,000
		(23,100)	(19,000)	(15,900)	(23,300)	(26,400)	(24,000)	(36,800)	(32,300)	(24,500)	(24,500)	(25,200)	(24,500)	(26,900)	(22,900)	(19,300)	(36,600)	(43,200)	(28,400)	(33,700)	(28,100)
東　北	02 青森県	19,300	14,300	10,700	16,600	19,600	18,000	－	19,300	16,100	19,000	17,000	16,100	18,200	20,900	19,000	26,000	30,800	21,300	24,900	19,700
		(27,100)	(20,100)	(15,000)	(23,300)	(27,600)	(25,300)	－	(27,100)	(22,600)	(26,700)	(23,900)	(22,600)	(25,600)	(29,400)	(26,700)	(36,600)	(43,300)	(29,900)	(35,000)	(27,700)
	03 岩手県	19,300	16,100	11,800	17,300	21,700	18,200	－	21,200	16,900	20,000	18,000	17,600	19,200	21,400	18,100	27,400	32,400	22,400	27,300	20,800
		(27,100)	(22,600)	(16,600)	(24,300)	(30,500)	(25,600)	－	(29,800)	(23,800)	(28,100)	(25,300)	(24,700)	(27,000)	(30,100)	(25,400)	(38,500)	(45,600)	(31,500)	(38,400)	(29,200)
	04 宮城県	20,700	16,100	12,700	18,300	22,500	20,600	－	22,000	17,300	24,400	20,400	20,700	20,700	22,800	20,400	27,300	32,300	22,400	28,900	20,700
		(29,100)	(22,600)	(17,900)	(25,700)	(31,600)	(29,000)	－	(30,900)	(24,300)	(34,300)	(28,700)	(29,100)	(29,100)	(32,100)	(28,700)	(38,400)	(45,400)	(31,500)	(40,600)	(29,100)
	05 秋田県	18,300	14,400	11,600	17,100	19,400	17,500	－	20,200	16,400	19,300	17,300	17,200	18,400	20,100	19,400	26,100	30,800	21,300	25,000	19,700
		(25,700)	(20,200)	(16,300)	(24,000)	(27,300)	(24,600)	－	(28,400)	(23,100)	(27,100)	(24,300)	(24,200)	(25,900)	(28,300)	(27,300)	(36,700)	(43,300)	(29,900)	(35,200)	(27,700)
	06 山形県	18,300	14,400	12,200	17,400	18,600	17,700	21,400	20,800	17,300	19,700	18,000	19,200	19,300	18,900	17,200	26,000	30,800	21,300	26,900	19,700
		(25,700)	(20,200)	(17,200)	(24,500)	(26,200)	(24,900)	(30,100)	(29,200)	(24,300)	(27,700)	(25,300)	(27,000)	(27,100)	(26,600)	(24,200)	(36,600)	(43,300)	(29,900)	(37,800)	(27,700)
	07 福島県	20,600	16,000	13,800	17,900	20,600	19,400	22,000	21,200	17,700	20,200	18,100	19,400	19,400	19,200	17,300	26,000	30,700	21,200	25,100	19,600
		(29,000)	(22,500)	(19,400)	(25,200)	(29,000)	(27,300)	(30,900)	(29,800)	(24,900)	(28,400)	(25,400)	(27,300)	(27,300)	(27,000)	(24,300)	(36,600)	(43,200)	(29,800)	(35,300)	(27,600)
関　東	08 茨城県	19,000	16,900	11,900	19,100	21,100	22,300	24,200	22,400	19,200	22,000	20,500	21,800	24,600	20,600	17,000	25,900	30,700	23,500	24,900	21,100
		(26,700)	(23,800)	(16,700)	(26,900)	(29,700)	(31,400)	(34,000)	(31,500)	(27,000)	(30,900)	(28,800)	(30,700)	(34,600)	(29,000)	(23,900)	(36,400)	(43,200)	(33,000)	(35,000)	(29,700)
	09 栃木県	18,900	16,600	12,000	18,900	22,300	20,900	24,400	22,400	18,900	21,800	21,200	22,600	25,100	18,600	17,800	26,000	30,800	23,600	25,400	21,200
		(26,600)	(23,300)	(16,900)	(26,600)	(31,400)	(29,400)	(34,300)	(31,500)	(26,600)	(30,700)	(29,800)	(31,800)	(35,300)	(26,200)	(25,000)	(36,600)	(43,300)	(33,200)	(35,700)	(29,800)
	10 群馬県	18,900	17,000	13,000	18,700	23,300	19,900	23,400	22,100	18,500	21,200	20,700	19,700	23,500	18,900	16,000	26,000	30,800	23,600	26,600	21,200
		(26,600)	(23,900)	(18,300)	(26,300)	(32,800)	(28,000)	(32,900)	(31,100)	(26,000)	(29,800)	(29,100)	(27,700)	(33,000)	(26,600)	(22,500)	(36,600)	(43,300)	(33,200)	(37,400)	(29,800)
	11 埼玉県	20,200	18,000	13,000	18,900	22,600	23,200	23,900	22,300	20,400	23,500	21,900	23,200	24,700	21,700	18,800	25,900	30,600	23,500	24,800	21,100
		(28,400)	(25,300)	(18,300)	(26,600)	(31,800)	(32,600)	(33,600)	(31,400)	(28,700)	(33,000)	(30,800)	(32,600)	(34,700)	(30,500)	(26,400)	(36,400)	(43,000)	(33,000)	(34,900)	(29,700)
	12 千葉県	21,000	17,300	12,900	19,700	22,500	24,000	24,300	22,600	21,500	24,400	21,800	23,400	24,800	20,900	18,700	25,900	30,600	23,500	24,600	21,000
		(29,500)	(24,300)	(18,100)	(27,700)	(31,600)	(33,700)	(34,200)	(31,800)	(30,200)	(34,300)	(30,700)	(32,900)	(34,900)	(29,400)	(26,300)	(36,400)	(43,000)	(33,000)	(34,600)	(29,500)
	13 東京都	21,600	18,900	13,500	19,700	23,600	23,800	24,300	23,000	22,600	24,000	22,500	24,600	26,300	21,200	17,600	25,900	30,600	23,500	24,400	21,000
		(30,400)	(26,600)	(19,000)	(27,700)	(33,200)	(33,500)	(34,200)	(32,300)	(31,800)	(33,700)	(31,600)	(34,600)	(37,000)	(29,800)	(24,700)	(36,400)	(43,000)	(33,000)	(34,300)	(29,500)
	14 神奈川県	21,900	18,900	13,200	19,200	22,500	23,800	24,100	22,700	21,700	22,700	22,500	24,600	27,000	22,200	18,900	25,900	30,600	23,500	24,400	21,000
		(30,800)	(26,600)	(18,600)	(27,000)	(31,600)	(33,500)	(33,900)	(31,900)	(30,500)	(31,900)	(31,600)	(34,600)	(38,000)	(31,200)	(26,600)	(36,400)	(43,000)	(33,000)	(34,300)	(29,500)
	19 山梨県	20,500	18,500	12,800	19,100	23,000	21,200	24,000	22,600	21,100	22,000	22,600	23,200	25,800	21,000	18,100	25,900	30,600	23,500	25,900	21,100
		(28,800)	(26,000)	(18,000)	(26,900)	(32,300)	(29,800)	(33,700)	(31,800)	(29,700)	(30,900)	(31,800)	(32,600)	(36,300)	(29,500)	(25,400)	(36,400)	(43,000)	(33,000)	(36,400)	(29,700)
	20 長野県	19,800	17,100	13,500	18,400	22,000	20,600	22,800	22,000	19,000	20,300	20,800	20,500	22,600	18,800	16,500	25,900	30,700	23,500	25,900	21,100
		(27,800)	(24,000)	(19,000)	(25,900)	(30,900)	(29,000)	(32,100)	(30,900)	(26,700)	(28,500)	(29,200)	(28,800)	(31,800)	(26,400)	(23,200)	(36,400)	(43,200)	(33,000)	(36,400)	(29,700)
北　陸	15 新潟県	17,600	14,900	12,900	16,900	19,500	17,600	19,900	20,700	17,100	18,400	17,300	17,900	18,800	17,400	15,300	25,700	30,400	22,000	24,900	18,900
		(24,700)	(20,900)	(18,100)	(23,800)	(27,400)	(24,700)	(28,000)	(29,100)	(24,000)	(25,900)	(24,300)	(25,200)	(26,400)	(24,500)	(21,500)	(36,100)	(42,700)	(30,900)	(35,000)	(26,600)
	16 富山県	18,100	15,100	12,200	16,300	21,700	19,600	20,700	21,100	18,100	19,800	19,200	19,100	19,600	17,600	15,300	25,700	30,400	21,900	25,200	18,900
		(25,400)	(21,200)	(17,200)	(22,900)	(30,500)	(27,600)	(29,100)	(29,700)	(25,400)	(27,800)	(27,000)	(26,900)	(27,600)	(24,700)	(21,500)	(36,100)	(42,700)	(30,800)	(35,400)	(26,600)
	17 石川県	18,900	15,600	12,100	17,200	21,600	19,800	20,300	21,100	18,200	19,500	18,800	18,800	19,400	17,900	15,900	25,900	30,600	22,100	23,500	19,000
		(26,600)	(21,900)	(17,000)	(24,200)	(30,400)	(27,800)	(28,500)	(29,700)	(25,600)	(27,400)	(26,400)	(26,400)	(27,300)	(25,200)	(22,400)	(36,400)	(43,000)	(31,100)	(33,000)	(26,700)
中　部	21 岐阜県	19,000	17,000	12,700	18,300	21,400	20,500	25,700	24,100	18,600	19,800	19,600	20,100	22,000	19,800	17,100	25,900	30,700	22,400	23,700	20,500
		(26,700)	(23,900)	(17,900)	(25,700)	(30,100)	(28,800)	(36,100)	(33,900)	(26,200)	(27,800)	(27,600)	(28,300)	(30,900)	(27,800)	(24,000)	(36,400)	(43,200)	(31,500)	(33,300)	(28,800)
	22 静岡県	18,800	17,500	11,500	18,300	20,900	20,000	24,700	25,200	20,100	20,300	20,400	21,300	23,800	19,300	16,800	25,800	30,500	22,200	25,900	20,300
		(26,400)	(24,600)	(16,200)	(25,700)	(29,400)	(28,100)	(34,700)	(35,400)	(28,300)	(28,500)	(28,700)	(29,900)	(33,500)	(27,100)	(23,600)	(36,300)	(42,900)	(31,200)	(36,400)	(28,500)
	23 愛知県	19,800	17,000	13,000	18,500	21,300	21,300	26,000	25,200	19,200	19,800	20,000	20,900	23,200	19,500	17,600	25,800	30,500	22,200	25,400	20,300
		(27,800)	(23,900)	(18,300)	(26,000)	(29,900)	(29,900)	(36,600)	(35,400)	(27,000)	(27,800)	(28,100)	(29,400)	(32,600)	(27,400)	(24,700)	(36,300)	(42,900)	(31,200)	(35,700)	(28,500)
	24 三重県	18,900	15,700	12,300	18,700	21,800	21,800	26,000	23,100	19,100	20,000	20,700	20,300	22,800	18,400	16,900	25,800	30,500	22,200	23,200	20,300
		(26,600)	(22,100)	(17,300)	(26,300)	(30,700)	(30,700)	(36,600)	(32,500)	(26,900)	(28,100)	(29,100)	(28,500)	(32,100)	(25,900)	(23,800)	(36,300)	(42,900)	(31,200)	(32,600)	(28,500)
近　畿	18 福井県	18,500	15,300	11,500	18,100	20,300	19,100	24,100	21,600	17,900	18,500	18,900	20,500	20,300	17,800	17,400	25,400	30,100	20,600	22,900	18,900
		(26,000)	(21,500)	(16,200)	(25,400)	(28,500)	(26,900)	(33,900)	(30,400)	(25,200)	(26,000)	(26,600)	(28,800)	(28,500)	(25,000)	(24,500)	(35,700)	(42,300)	(29,000)	(32,200)	(26,600)
	25 滋賀県	17,900	16,100	12,200	18,100	20,600	20,400	－	22,400	18,300	19,600	18,800	20,000	20,800	18,100	16,100	25,300	30,000	20,500	24,800	18,800
		(25,200)	(22,600)	(17,200)	(25,400)	(29,000)	(28,700)	－	(31,500)	(25,700)	(27,600)	(26,400)	(28,100)	(29,200)	(25,400)	(22,600)	(35,600)	(42,200)	(28,800)	(34,900)	(26,400)
	26 京都府	18,300	16,100	12,000	18,800	20,800	20,100	－	22,400	18,700	19,100	19,000	20,500	20,500	18,000	15,900	25,300	30,000	20,500	22,600	18,800
		(25,700)	(22,600)	(16,900)	(26,400)	(29,200)	(28,300)	－	(31,500)	(26,300)	(26,900)	(26,700)	(28,800)	(28,800)	(25,300)	(22,400)	(35,600)	(42,200)	(28,800)	(31,800)	(26,400)
	27 大阪府	19,200	15,800	11,900	18,700	21,600	21,500	－	22,200	19,800	19,900	19,300	21,200	21,100	19,000	16,100	25,400	30,000	20,500	22,300	18,900
		(27,000)	(22,200)	(16,700)	(26,300)	(30,400)	(30,200)	－	(31,200)	(27,800)	(28,000)	(27,100)	(29,800)	(29,700)	(26,700)	(22,600)	(35,700)	(42,200)	(28,800)	(31,400)	(26,600)
	28 兵庫県	17,600	16,200	11,300	18,300	20,400	20,400	25,700	22,300	18,400	18,500	18,200	19,400	20,800	17,800	16,100	25,400	30,000	20,500	21,600	19,700
		(24,700)	(22,800)	(15,900)	(25,700)	(28,700)	(28,700)	(36,100)	(31,400)	(25,900)	(26,000)	(25,600)	(27,300)	(29,200)	(25,000)	(22,600)	(35,700)	(42,200)	(28,800)	(30,400)	(27,700)
	29 奈良県	18,800	16,200	12,200	18,900	20,500	20,700	－	22,400	19,100	19,400	19,300	20,700	21,300	18,000	15,800	25,300	30,000	20,500	22,100	18,800
		(26,400)	(22,800)	(17,200)	(26,600)	(28,800)	(29,100)	－	(31,500)	(26,900)	(27,300)	(27,100)	(29,100)	(29,900)	(25,300)	(22,200)	(35,600)	(42,200)	(28,800)	(31,100)	(26,400)
	30 和歌山県	19,000	16,700	11,900	18,500	20,700	20,700	－	22,400	18,700	19,400	18,900	20,500	20,700	17,500	15,200	25,300	30,000	20,500	21,600	18,800
		(26,700)	(23,500)	(16,700)	(26,000)	(29,100)	(29,100)	－	(31,500)	(26,300)	(27,300)	(26,600)	(28,800)	(29,100)	(24,600)	(21,400)	(35,600)	(42,200)	(28,800)	(30,400)	(26,400)
中　国	31 鳥取県	15,900	12,500	11,300	16,700	17,800	18,000	24,000	19,500	16,500	17,900	17,100	17,800	18,700	14,800	12,900	25,600	30,300	20,900	25,000	19,800
		(22,400)	(17,600)	(15,900)	(23,500)	(25,000)	(25,300)	(33,700)	(27,400)	(23,200)	(25,200)	(24,000)	(25,000)	(26,300)	(20,800)	(18,100)	(36,000)	(42,600)	(29,400)	(35,200)	(27,800)
	32 島根県	16,100	13,600	10,900	16,300	17,600	17,900	－	19,200	16,400	17,200	16,700	16,500	17,300	16,100	12,800	25,500	30,200	20,900	25,700	19,400
		(22,600)	(19,100)	(15,300)	(22,900)	(24,700)	(25,200)	－	(27,000)	(23,100)	(24,200)	(23,500)	(23,200)	(24,300)	(22,600)	(18,000)	(35,900)	(42,500)	(29,400)	(36,100)	(27,300)
	33 岡山県	17,000	14,700	11,600	16,900	18,700	18,600	24,100	19,500	17,500	18,300	17,400	17,700	18,800	17,300	14,900	25,600	30,300	20,900	23,100	20,000
		(23,900)	(20,700)	(16,300)	(23,800)	(26,300)	(26,200)	(33,900)	(27,400)	(24,600)	(25,700)	(24,500)	(24,900)	(26,400)	(24,300)	(20,900)	(36,000)	(42,600)	(29,400)	(32,500)	(28,100)
	34 広島県	17,300	15,200	11,400	16,400	18,900	18,500	－	19,200	16,600	18,200	17,300	16,800	17,400	17,700	14,900	25,700	30,300	21,000	25,100	19,200
		(24,300)	(21,400)	(16,000)	(23,100)	(26,600)	(26,000)	－	(27,000)	(23,300)	(25,600)	(24,300)	(23,600)	(24,500)	(24,900)	(20,900)	(36,100)	(42,600)	(29,500)	(35,300)	(27,000)
	35 山口県	16,100	14,300	11,000	16,500	18,300	18,400	－	19,200	16,900	17,600	16,900	16,100	17,600	16,100	14,200	25,600	30,300	20,900	24,600	19,300
		(22,600)	(20,100)	(15,500)	(23,200)	(25,700)	(25,900)	－	(27,000)	(23,800)	(24,700)	(23,800)	(22,600)	(24,700)	(22,600)	(20,000)	(36,000)	(42,600)	(29,400)	(34,600)	(27,100)
四　国	36 徳島県	16,800	15,300	11,800	16,300	22,200	18,100	21,600	24,900	17,700	17,200	17,300	16,900	19,700	15,700	14,900	25,900	30,600	19,300	24,200	19,700
		(23,600)	(21,500)	(16,600)	(22,900)	(31,200)	(25,400)	(30,400)	(35,000)	(24,900)	(24,200)	(24,300)	(23,800)	(27,700)	(22,100)	(20,900)	(36,400)	(43,000)	(27,100)	(34,000)	(27,700)
	37 香川県	17,600	15,700	11,800	16,700	20,600	17,400	22,000	25,000	17,200	17,300	17,300	16,900	19,800	16,900	15,600	25,800	30,500	19,300	23,600	19,600
		(24,700)	(22,100)	(16,600)	(23,500)	(29,000)	(24,500)	(30,900)	(35,200)	(24,200)	(24,300)	(24,300)	(23,800)	(27,800)	(23,800)	(21,900)	(36,300)	(42,900)	(27,100)	(33,200)	(27,600)
	38 愛媛県	16,500	14,100	11,400	16,500	20,400	17,300	21,800	24,900	17,200	16,500	17,300	16,900	19,800	17,100	15,200	25,800	30,500	19,300	23,600	19,600
		(23,200)	(19,800)	(16,000)	(23,200)	(28,700)	(24,300)	(30,700)	(35,000)	(24,200)	(23,200)	(24,300)	(23,800)	(27,800)	(24,000)	(21,400)	(36,300)	(42,900)	(27,100)	(33,200)	(27,600)
	39 高知県	17,100	14,500	12,200	16,800	21,100	17,500	21,800	24,900	17,200	16,500	17,300	17,000	19,800	17,500	15,500	25,800	30,500	19,300	23,400	19,600
		(24,000)	(20,400)	(17,200)	(23,600)	(29,700)	(24,600)	(30,700)	(35,000)	(24,200)	(23,200)	(24,300)	(23,900)	(27,800)	(24,600)	(21,800)	(36,300)	(42,900)	(27,100)	(32,900)	(27,600)
九　州	40 福岡県	17,700	15,700	10,900	16,100	18,500	18,000	21,100	20,400	17,300	17,300	15,600	18,000	18,700	17,100	14,800	25,600	30,300	23,200	22,500	18,800
		(24,900)	(22,100)	(15,300)	(22,600)	(26,000)	(25,300)	(29,700)	(28,700)	(24,300)	(24,300)	(21,900)	(25,300)	(26,300)	(24,000)	(20,800)	(36,000)	(42,600)	(32,600)	(31,600)	(26,400)
	41 佐賀県	15,400	13,300	10,500	16,000	18,100	16,700	21,400	20,500	17,000	16,900	15,800	18,200	18,300	18,800	15,200	25,600	30,300	23,200	22,800	18,400
		(21,700)	(18,700)	(14,800)	(22,500)	(25,400)	(23,500)	(30,100)	(28,800)	(23,900)	(23,800)	(22,200)	(25,600)	(25,700)	(26,400)	(21,400)	(36,000)	(42,600)	(32,600)	(32,100)	(25,900)
	42 長崎県	15,600	13,400	10,700	15,900	17,800	16,500	21,400	20,300	16,100	16,300	15,200	17,300	18,000	15,300	13,900	25,600	30,300	23,200	23,300	18,400
		(21,900)	(18,800)	(15,000)	(22,400)	(25,000)	(23,200)	(30,100)	(28,500)	(22,600)	(22,900)	(21,400)	(24,300)	(25,300)	(21,500)	(19,500)	(36,000)	(42,600)	(32,600)	(32,800)	(25,900)
	43 熊本県	16,500	14,000	11,700	16,300	18,900	17,300	21,400	20,200	16,000	17,300	15,400	18,000	18,300	16,300	14,700	25,600	30,300	23,200	23,300	18,400
		(23,200)	(19,700)	(16,500)	(22,900)	(26,600)	(24,300)	(30,100)	(28,400)	(22,500)	(24,300)	(21,700)	(25,300)	(25,700)	(22,900)	(20,700)	(36,000)	(42,600)	(32,600)	(32,800)	(25,900)
	44 大分県	16,000	13,600	10,800	16,000	17,600	17,100	21,100	20,000	15,600	17,300	15,700	17,200	18,100	18,100	16,500	25,600	30,300	23,200	22,900	18,400
		(22,500)	(19,100)	(15,200)	(22,500)	(24,700)	(24,000)	(29,700)	(28,100)	(21,900)	(24,300)	(22,100)	(24,200)	(25,400)	(25,400)	(23,200)	(36,000)	(42,600)	(32,600)	(32,200)	(25,900)
	45 宮崎県	17,900	13,300	11,000	15,900	17,800	17,300	21,400	20,000	15,200	16,400	15,600	17,500	17,700	18,100	15,400	25,600	30,300	23,200	23,800	18,400
		(25,200)	(18,700)	(15,500)	(22,400)	(25,000)	(24,300)	(30,100)	(28,100)	(21,400)	(23,100)	(21,900)	(24,600)	(24,900)	(25,400)	(21,700)	(36,000)	(42,600)	(32,600)	(33,500)	(25,900)
	46 鹿児島県	19,700	14,500	11,800	15,900	20,400	17,600	21,400	20,000	15,600	17,200	15,600	17,900	18,200	20,200	17,700	25,600	30,200	23,200	23,700	18,400
		(27,700)	(20,400)	(16,600)	(22,400)	(28,700)	(24,700)	(30,100)	(28,100)	(21,900)	(24,200)	(21,900)	(25,200)	(25,600)	(28,400)	(24,900)	(36,000)	(42,500)	(32,600)	(33,300)	(25,900)
沖　縄	47 沖縄県	17,800	14,900	11,300	16,200	17,700	20,500	22,200	14,900	14,000	18,600	16,900	18,000	18,000	20,200	17,800	25,300	29,900	21,200	21,600	17,400
		(25,000)	(20,900)	(15,900)	(22,800)	(24,900)	(28,800)	(31,200)	(20,900)	(19,700)	(26,200)	(23,800)	(25,300)	(25,300)	(28,400)	(25,000)	(35,600)	(42,000)	(29,800)	(30,400)	(24,500)

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）

1 公共工事設計労務単価（上段）は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。（例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。）
5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額（参考値）を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国の元請・下請企業を対象とする間接工事費等諸経費動向調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、現在の被災県で見られる、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
7 この表は、「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものであり、年度の途中で新たに「入札不調対策のための需給状況を踏まえた設計労務単価」の単価B～Eが適用される場合は、その単価を概ね1．41倍した金額をもって必要経費を加算した単価（下段：参考値）とする。

（上段：公共工事設計労務単価
（下段）：公共工事設計労務単価＋必要経費（法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舎費等）（参考値）

所定労働時間内8時間あたりの金額（単位：円）

地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル世話役	橋りょう特殊工	橋りょう塗装工	橋りょう世話役	土木一般世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員	山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工
北海道	01 北海道	26,900	22,600	22,800	27,700	18,500	23,000	18,200	30,000	19,600	18,700	－	21,500	16,800	18,000	18,000	17,000	18,200	18,800	18,100	19,100
		(37,800)	(31,800)	(32,100)	(38,900)	(26,000)	(32,300)	(25,600)	(42,200)	(27,600)	(26,300)	－	(30,200)	(23,600)	(25,300)	(25,300)	(23,900)	(25,600)	(26,400)	(25,400)	(26,900)
東北	02 青森県	27,500	22,500	24,100	27,200	22,000	23,900	18,700	35,100	21,600	22,000	－	23,600	21,900	19,200	19,400	16,700	17,200	17,000	17,900	17,500
		(38,700)	(31,600)	(33,900)	(38,200)	(30,900)	(33,600)	(26,300)	(49,400)	(30,400)	(30,900)	－	(33,200)	(30,800)	(27,000)	(27,300)	(23,500)	(24,200)	(23,900)	(25,200)	(24,600)
	03 岩手県	29,000	23,700	25,400	29,800	22,000	23,900	18,700	38,300	23,700	24,400	－	25,800	23,200	20,800	21,700	17,900	18,800	18,000	19,000	16,800
		(40,800)	(33,300)	(35,700)	(41,900)	(30,900)	(33,600)	(26,300)	(53,800)	(33,300)	(34,300)	－	(36,300)	(32,600)	(29,200)	(30,500)	(25,200)	(26,400)	(25,300)	(26,700)	(23,600)
	04 宮城県	28,900	23,600	25,300	32,600	22,300	23,900	18,700	42,000	25,900	26,400	－	28,500	26,300	22,900	23,700	18,700	20,500	19,800	20,600	16,800
		(40,600)	(33,200)	(35,600)	(45,800)	(31,400)	(33,600)	(26,300)	(59,100)	(36,400)	(37,100)	－	(40,100)	(37,000)	(32,200)	(33,300)	(26,300)	(28,800)	(27,800)	(29,000)	(23,600)
	05 秋田県	27,500	22,600	24,200	27,800	22,900	23,900	18,700	35,800	22,000	22,400	－	23,600	19,300	21,000	19,400	16,000	17,500	17,300	17,600	17,700
		(38,700)	(31,800)	(34,000)	(39,100)	(32,200)	(33,600)	(26,300)	(50,300)	(30,900)	(31,500)	－	(33,200)	(27,100)	(29,500)	(27,300)	(22,500)	(24,600)	(24,300)	(24,700)	(24,900)
	06 山形県	27,500	22,600	24,100	27,400	21,200	23,900	19,500	36,200	22,300	22,700	－	22,100	19,700	18,400	19,200	18,000	17,500	19,300	18,400	18,000
		(38,700)	(31,800)	(33,900)	(38,500)	(29,800)	(33,600)	(27,400)	(50,900)	(31,400)	(31,900)	－	(31,100)	(27,700)	(25,900)	(27,000)	(25,300)	(24,600)	(27,100)	(25,900)	(25,300)
	07 福島県	27,500	22,500	24,100	27,600	20,000	23,900	19,500	36,400	22,500	23,000	－	28,200	18,500	20,600	19,400	18,400	17,600	19,200	18,900	19,800
		(38,700)	(31,600)	(33,900)	(38,800)	(28,100)	(33,600)	(27,400)	(51,200)	(31,600)	(32,300)	－	(39,600)	(26,000)	(29,000)	(27,300)	(25,900)	(24,700)	(27,000)	(26,600)	(27,800)
関東	08 茨城県	27,800	25,900	27,000	29,000	21,400	27,200	21,300	33,100	21,200	23,200	25,200	39,500	21,700	22,600	23,200	19,700	20,800	23,400	23,400	23,400
		(39,100)	(36,400)	(38,000)	(40,800)	(30,100)	(38,200)	(29,900)	(46,500)	(29,800)	(32,600)	(35,400)	(55,500)	(30,500)	(31,800)	(32,600)	(27,700)	(29,200)	(32,900)	(32,900)	(32,900)
	09 栃木県	27,900	26,000	27,100	29,100	21,300	27,200	21,300	33,100	21,600	23,300	25,300	39,900	21,300	22,600	23,300	19,700	21,900	23,900	23,600	23,500
		(39,200)	(36,600)	(38,100)	(40,900)	(29,900)	(38,200)	(29,900)	(46,500)	(30,400)	(32,800)	(35,600)	(56,100)	(29,900)	(31,800)	(32,800)	(27,700)	(30,800)	(33,600)	(33,200)	(33,000)
	10 群馬県	27,900	26,000	27,100	29,200	21,400	27,200	21,300	34,600	21,200	22,800	25,100	37,300	21,300	22,100	20,500	18,300	20,700	22,300	21,700	23,500
		(39,200)	(36,600)	(38,100)	(41,100)	(30,100)	(38,200)	(29,900)	(48,600)	(29,800)	(32,100)	(35,300)	(52,400)	(29,900)	(31,100)	(28,800)	(25,700)	(29,100)	(31,400)	(30,500)	(33,000)
	11 埼玉県	27,800	26,900	26,900	29,500	21,900	27,200	21,300	34,600	24,600	24,600	24,900	40,300	22,500	23,300	23,300	19,700	21,600	25,100	24,100	23,500
		(39,100)	(37,800)	(37,800)	(41,500)	(30,800)	(38,200)	(29,900)	(48,600)	(34,600)	(34,600)	(35,000)	(56,700)	(31,600)	(32,800)	(32,800)	(27,700)	(30,400)	(35,300)	(33,900)	(33,000)
	12 千葉県	27,800	26,300	26,900	29,500	22,400	27,200	21,300	34,600	24,600	24,600	25,000	41,300	21,900	24,800	23,800	20,200	22,400	25,200	24,200	23,500
		(39,100)	(37,000)	(37,800)	(41,500)	(31,500)	(38,200)	(29,900)	(48,600)	(34,600)	(34,600)	(35,200)	(58,100)	(30,800)	(34,900)	(33,500)	(28,400)	(31,500)	(35,400)	(34,000)	(33,000)
	13 東京都	27,800	26,100	26,900	29,900	23,000	27,200	21,300	35,700	24,600	24,400	25,500	39,400	22,800	24,700	24,100	20,400	22,900	26,000	24,200	23,500
		(39,100)	(36,700)	(37,800)	(42,000)	(32,300)	(38,200)	(29,900)	(50,200)	(34,600)	(34,300)	(35,900)	(55,400)	(32,100)	(34,700)	(33,900)	(28,700)	(32,200)	(36,600)	(34,000)	(33,000)
	14 神奈川県	27,800	25,900	26,900	29,200	23,400	27,200	21,300	35,100	23,800	23,500	25,300	38,200	22,700	23,400	23,400	19,900	23,000	23,800	23,700	23,500
		(39,100)	(36,400)	(37,800)	(41,100)	(32,900)	(38,200)	(29,900)	(49,400)	(33,500)	(33,000)	(35,600)	(53,700)	(31,900)	(32,900)	(32,900)	(28,000)	(32,300)	(33,500)	(33,300)	(33,000)
	19 山梨県	27,800	25,900	27,000	28,600	22,200	27,100	21,200	35,300	23,400	23,500	25,200	37,700	22,600	23,500	23,000	19,900	22,400	23,500	23,400	23,200
		(39,100)	(36,400)	(38,000)	(40,200)	(31,200)	(38,100)	(29,800)	(49,600)	(32,900)	(33,000)	(35,400)	(53,000)	(31,800)	(33,000)	(32,300)	(28,000)	(31,500)	(33,000)	(32,900)	(32,600)
	20 長野県	27,800	25,900	27,000	27,900	21,500	27,200	21,300	33,400	22,000	23,100	24,300	32,900	19,400	21,500	19,500	18,000	20,300	21,700	21,600	23,300
		(39,100)	(36,400)	(38,000)	(39,200)	(30,200)	(38,200)	(29,900)	(47,000)	(30,900)	(32,500)	(34,200)	(46,300)	(27,300)	(30,200)	(27,400)	(25,300)	(28,500)	(30,500)	(30,400)	(32,800)
北陸	15 新潟県	26,500	22,100	26,600	25,100	18,800	22,600	19,500	31,700	19,200	20,800	21,900	23,000	17,500	17,800	17,500	17,600	16,400	17,800	17,700	23,100
		(37,300)	(31,100)	(37,400)	(35,300)	(26,400)	(31,800)	(27,400)	(44,600)	(27,000)	(29,200)	(30,800)	(32,300)	(24,600)	(25,000)	(24,600)	(24,700)	(23,100)	(25,000)	(24,900)	(32,500)
	16 富山県	26,400	22,000	26,500	25,600	19,800	22,600	19,500	32,300	19,300	21,300	21,900	26,600	19,400	18,200	18,100	17,500	17,500	17,800	18,400	23,100
		(37,100)	(30,900)	(37,300)	(36,000)	(27,800)	(31,800)	(27,400)	(45,400)	(27,100)	(29,900)	(30,800)	(37,400)	(27,300)	(25,600)	(25,400)	(24,600)	(24,600)	(25,000)	(25,900)	(32,500)
	17 石川県	26,600	22,200	26,700	26,100	21,400	22,600	19,600	31,200	19,900	20,000	22,600	27,100	19,000	18,300	17,800	17,200	17,900	18,500	18,600	23,400
		(37,400)	(31,200)	(37,500)	(36,700)	(30,100)	(31,800)	(27,600)	(43,900)	(28,000)	(28,100)	(31,800)	(38,100)	(26,700)	(25,700)	(25,000)	(24,200)	(25,200)	(26,000)	(26,200)	(32,900)
中部	21 岐阜県	26,700	23,900	26,000	26,800	21,700	24,800	19,900	30,300	19,800	19,400	24,800	31,100	21,200	21,400	19,200	18,700	20,000	19,600	19,500	21,700
		(37,500)	(33,600)	(36,600)	(37,700)	(30,500)	(34,900)	(28,000)	(42,600)	(27,800)	(27,300)	(34,900)	(43,700)	(29,800)	(30,100)	(27,000)	(26,300)	(28,100)	(27,600)	(27,400)	(30,500)
	22 静岡県	26,500	24,600	25,900	27,100	21,900	24,800	19,900	34,600	21,500	22,200	25,100	33,400	20,000	23,900	20,400	18,800	20,800	21,600	19,700	21,700
		(37,300)	(34,600)	(36,400)	(38,100)	(30,800)	(34,900)	(28,000)	(48,600)	(30,200)	(31,200)	(35,300)	(47,000)	(28,100)	(33,600)	(28,700)	(26,400)	(29,200)	(30,400)	(27,700)	(30,500)
	23 愛知県	26,500	23,800	25,900	26,500	21,600	24,800	19,900	32,500	21,000	19,700	26,400	31,600	21,500	－	19,800	19,300	20,500	21,200	19,800	21,200
		(37,300)	(33,500)	(36,400)	(37,300)	(30,400)	(34,900)	(28,000)	(45,700)	(29,500)	(27,700)	(37,100)	(44,400)	(30,200)	－	(27,800)	(27,100)	(28,800)	(29,800)	(27,800)	(29,800)
	24 三重県	26,500	23,800	25,900	27,400	20,900	24,800	19,900	32,500	20,400	19,600	23,100	32,700	20,000	21,900	19,300	19,600	19,900	21,000	21,100	21,600
		(37,300)	(33,500)	(36,400)	(38,500)	(29,400)	(34,900)	(28,000)	(45,700)	(28,700)	(27,600)	(32,500)	(46,000)	(28,100)	(30,800)	(27,100)	(27,600)	(28,000)	(29,500)	(29,700)	(30,400)
近畿	18 福井県	25,300	24,300	25,400	28,200	20,200	23,500	19,100	28,100	20,300	20,200	20,900	30,700	18,900	18,000	17,900	18,100	19,300	19,700	19,400	－
		(35,600)	(34,200)	(35,700)	(39,600)	(28,400)	(33,000)	(26,900)	(39,500)	(28,500)	(28,400)	(29,400)	(43,200)	(26,600)	(25,300)	(25,200)	(25,400)	(27,100)	(27,700)	(27,300)	－
	25 滋賀県	25,200	24,200	25,300	28,000	20,400	23,500	19,100	28,600	20,500	20,200	21,000	31,000	18,700	19,200	18,700	18,300	19,700	20,400	19,400	－
		(35,400)	(34,000)	(35,600)	(39,400)	(28,700)	(33,000)	(26,900)	(40,200)	(28,800)	(28,400)	(29,500)	(43,600)	(26,300)	(27,000)	(26,300)	(25,700)	(27,700)	(28,700)	(27,300)	－
	26 京都府	25,200	24,200	25,300	28,000	20,500	23,500	19,100	28,200	20,500	20,000	21,500	31,500	20,200	19,300	19,700	18,800	20,100	20,400	19,400	－
		(35,400)	(34,000)	(35,600)	(39,400)	(28,800)	(33,000)	(26,900)	(39,600)	(28,800)	(28,100)	(30,200)	(44,300)	(28,400)	(27,100)	(27,700)	(26,400)	(28,300)	(28,700)	(27,300)	－
	27 大阪府	25,300	24,500	25,500	28,600	21,500	23,500	19,100	29,000	21,000	20,400	21,500	32,100	21,400	19,200	19,900	19,700	20,300	20,500	19,700	－
		(35,600)	(34,400)	(35,900)	(40,200)	(30,200)	(33,000)	(26,900)	(40,800)	(29,500)	(28,700)	(30,200)	(45,100)	(30,100)	(27,000)	(28,000)	(27,700)	(28,500)	(28,800)	(27,700)	－
	28 兵庫県	25,300	24,500	25,400	28,200	20,300	23,500	19,100	29,800	21,700	20,800	21,500	30,600	20,000	18,800	19,000	17,900	19,900	19,700	18,800	－
		(35,600)	(34,400)	(35,700)	(39,600)	(28,500)	(33,000)	(26,900)	(41,900)	(30,500)	(29,200)	(30,200)	(43,000)	(28,100)	(26,400)	(26,700)	(25,200)	(28,000)	(27,700)	(26,400)	－
	29 奈良県	25,200	24,200	25,800	27,900	20,700	23,500	19,100	28,300	20,700	20,300	21,500	31,700	21,200	19,300	20,300	19,700	20,000	20,400	19,500	－
		(35,400)	(34,000)	(36,300)	(39,200)	(29,100)	(33,000)	(26,900)	(39,800)	(29,100)	(28,500)	(30,200)	(44,600)	(29,800)	(27,100)	(28,500)	(27,700)	(28,100)	(28,700)	(27,400)	－
	30 和歌山県	25,200	24,200	25,300	27,900	20,300	23,500	19,100	28,200	20,500	19,900	21,300	31,900	21,400	19,200	19,900	18,500	20,000	20,200	19,400	－
		(35,400)	(34,000)	(35,600)	(39,200)	(28,500)	(33,000)	(26,900)	(39,600)	(28,800)	(28,000)	(29,900)	(44,900)	(30,100)	(27,000)	(28,000)	(26,000)	(28,100)	(28,400)	(27,300)	－
中国	31 鳥取県	25,800	21,900	23,100	25,100	18,600	23,400	18,600	30,900	24,200	22,400	－	27,500	17,600	17,900	17,100	16,400	18,700	19,200	18,300	16,600
		(36,300)	(30,800)	(32,500)	(35,300)	(26,200)	(32,900)	(26,200)	(43,400)	(34,000)	(31,500)	－	(38,700)	(24,700)	(25,200)	(24,000)	(23,100)	(26,300)	(27,000)	(25,700)	(23,300)
	32 島根県	25,700	21,900	22,500	24,900	18,000	23,400	17,800	31,000	25,600	22,600	－	23,000	17,000	18,100	16,600	16,700	17,200	18,300	17,900	16,900
		(36,100)	(30,800)	(31,600)	(35,000)	(25,300)	(32,900)	(25,000)	(43,600)	(36,000)	(31,800)	－	(32,300)	(23,900)	(25,400)	(23,300)	(23,500)	(24,200)	(25,700)	(25,200)	(23,800)
	33 岡山県	25,800	22,000	23,100	25,000	19,300	23,500	18,600	30,800	24,300	22,500	－	26,200	18,200	17,900	17,400	17,100	18,700	19,500	18,200	16,700
		(36,300)	(30,900)	(32,500)	(35,200)	(27,100)	(33,000)	(26,200)	(43,300)	(34,200)	(31,600)	－	(36,800)	(25,600)	(25,200)	(24,500)	(24,000)	(26,300)	(27,400)	(25,600)	(23,500)
	34 広島県	25,900	22,000	22,400	25,100	18,700	23,500	17,800	31,300	25,800	22,800	－	23,100	17,800	18,100	17,100	17,000	17,300	18,800	17,800	17,000
		(36,400)	(30,900)	(31,500)	(35,300)	(26,300)	(33,000)	(25,000)	(44,000)	(36,300)	(32,100)	－	(32,500)	(25,000)	(25,400)	(24,000)	(23,900)	(24,300)	(26,400)	(25,000)	(23,900)
	35 山口県	25,800	22,000	22,400	24,900	19,200	23,400	17,800	31,200	25,700	22,800	－	23,100	17,000	18,100	16,900	17,100	17,300	18,500	17,800	17,000
		(36,300)	(30,900)	(31,500)	(35,000)	(27,000)	(32,900)	(25,000)	(43,900)	(36,100)	(32,100)	－	(32,500)	(23,900)	(25,400)	(23,800)	(24,000)	(24,300)	(26,000)	(25,000)	(23,900)
四国	36 徳島県	25,300	22,000	22,800	24,200	18,800	27,600	19,600	33,600	－	17,200	19,600	27,200	17,700	18,400	18,300	16,200	17,300	18,100	18,300	－
		(35,600)	(30,900)	(32,100)	(34,000)	(26,400)	(38,800)	(27,600)	(47,200)	－	(24,200)	(27,600)	(38,200)	(24,900)	(25,900)	(25,700)	(22,800)	(24,300)	(25,400)	(25,700)	－
	37 香川県	25,300	21,900	22,800	24,500	18,500	27,600	19,600	34,000	－	17,500	19,300	27,200	17,600	18,500	18,300	16,800	17,400	18,200	18,300	－
		(35,600)	(30,800)	(32,100)	(34,400)	(26,000)	(38,800)	(27,600)	(47,800)	－	(24,600)	(27,100)	(38,200)	(24,700)	(26,000)	(25,700)	(23,600)	(24,500)	(25,600)	(25,700)	－
	38 愛媛県	25,300	21,900	22,800	23,800	19,600	27,600	19,600	34,000	－	17,300	19,200	27,200	17,600	18,400	18,300	16,700	17,500	18,000	18,300	－
		(35,600)	(30,800)	(32,100)	(33,500)	(27,600)	(38,800)	(27,600)	(47,800)	－	(24,300)	(27,000)	(38,200)	(24,700)	(25,900)	(25,700)	(23,500)	(24,600)	(25,300)	(25,700)	－
	39 高知県	25,300	21,900	22,800	24,100	18,600	27,600	19,600	33,700	－	17,300	19,100	27,100	17,200	18,400	18,100	16,600	17,300	17,900	18,300	－
		(35,600)	(30,800)	(32,100)	(33,900)	(26,200)	(38,800)	(27,600)	(47,400)	－	(24,300)	(26,900)	(38,100)	(24,200)	(25,900)	(25,400)	(23,300)	(24,300)	(25,200)	(25,700)	－
九州	40 福岡県	25,600	20,800	23,600	25,600	19,900	23,900	18,900	29,600	18,600	18,700	－	21,500	17,300	18,300	17,500	16,300	16,400	17,200	15,800	20,300
		(36,000)	(29,200)	(33,200)	(36,000)	(28,000)	(33,600)	(26,600)	(41,600)	(26,200)	(26,300)	－	(30,200)	(24,300)	(25,700)	(24,600)	(22,900)	(23,100)	(24,200)	(22,200)	(28,500)
	41 佐賀県	25,600	20,800	22,900	25,800	18,900	23,800	18,900	29,600	18,600	18,700	－	21,400	18,600	18,300	17,600	15,700	15,800	17,300	15,800	20,300
		(36,000)	(29,200)	(32,200)	(36,300)	(26,600)	(33,500)	(26,600)	(41,600)	(26,200)	(26,300)	－	(30,100)	(26,200)	(25,700)	(24,700)	(22,100)	(22,200)	(24,300)	(22,200)	(28,500)
	42 長崎県	25,600	20,800	22,600	25,700	18,600	23,800	18,100	29,300	18,400	18,500	－	22,000	17,000	18,200	17,400	15,500	15,600	17,000	15,800	20,300
		(36,000)	(29,200)	(31,800)	(36,100)	(26,200)	(33,500)	(25,400)	(41,200)	(25,900)	(26,000)	－	(30,900)	(23,900)	(25,600)	(24,500)	(21,800)	(21,900)	(23,900)	(22,200)	(28,500)
	43 熊本県	25,600	20,800	22,800	24,700	19,200	23,800	18,300	29,500	18,500	18,600	－	22,000	17,100	18,300	17,100	15,600	15,700	17,100	15,800	20,300
		(36,000)	(29,200)	(32,100)	(34,700)	(27,000)	(33,500)	(25,700)	(41,500)	(26,000)	(26,200)	－	(30,900)	(24,000)	(25,700)	(24,000)	(21,900)	(22,100)	(24,000)	(22,200)	(28,500)
	44 大分県	25,600	20,800	22,500	25,100	19,600	23,800	18,600	29,600	18,500	18,600	－	21,800	16,600	18,100	17,300	15,400	15,700	17,200	15,800	20,300
		(36,000)	(29,200)	(31,600)	(35,300)	(27,600)	(33,500)	(26,200)	(41,600)	(26,000)	(26,200)	－	(30,700)	(23,300)	(25,400)	(24,300)	(21,700)	(22,100)	(24,200)	(22,200)	(28,500)
	45 宮崎県	25,600	20,800	22,500	25,600	19,800	23,800	18,100	29,600	18,500	18,600	－	21,600	17,500	18,100	17,200	15,300	15,700	17,000	15,800	20,300
		(36,000)	(29,200)	(31,600)	(36,000)	(27,800)	(33,500)	(25,400)	(41,600)	(26,000)	(26,200)	－	(30,400)	(24,600)	(25,400)	(24,200)	(21,500)	(22,100)	(23,900)	(22,200)	(28,500)
	46 鹿児島県	25,600	20,800	22,400	25,800	21,400	23,700	18,100	29,600	18,500	18,600	－	21,700	19,200	18,400	17,500	15,300	15,800	17,000	15,800	20,300
		(36,000)	(29,200)	(31,500)	(36,300)	(30,100)	(33,300)	(25,400)	(41,600)	(26,000)	(26,200)	－	(30,500)	(27,000)	(25,900)	(24,600)	(21,500)	(22,200)	(23,900)	(22,200)	(28,500)
沖縄	47 沖縄県	24,500	24,500	19,700	29,300	21,200	21,000	17,900	34,900	21,300	23,200	－	－	19,500	－	18,800	14,800	18,100	22,200	17,900	－
		(34,400)	(34,400)	(27,700)	(41,200)	(29,800)	(29,500)	(25,200)	(49,100)	(29,900)	(32,600)	－	－	(27,400)	－	(26,400)	(20,800)	(25,400)	(31,200)	(25,200)	－

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）

1 公共工事設計労務単価（上段）は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費（法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。（例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。）
5 法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舎費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額（参考値）を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国の元請・下請企業を対象とする間接工事費等諸経費動向調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、現在の被災県で見られる、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
7 この表は、「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものであり、年度の途中で新たに「入札不調対策のための需給状況を踏まえた設計労務単価」の単価B～Eが適用される場合は、その単価を概ね1．41倍した金額をもって必要経費を加算した単価（下段：参考値）とする。

（上段：公共工事設計労務単価
（下段）：公共工事設計労務単価＋必要経費（法定福利費の事業主負担額、労務管理費、宿舎費等）（参考値））

所定労働時間内8時間あたりの金額（単位：円）

地方連絡協議会名	都道府県名	サッシ工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	建築ブロック工	設備機械工	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B
北海道	01 北海道	18,100	16,900	15,900	16,600	16,900	18,600	－	18,800	9,900	8,900
		(25,400)	(23,800)	(22,400)	(23,300)	(23,800)	(26,200)	－	(26,400)	(13,900)	(12,500)
東　北	02 青森県	19,000	17,000	17,000	－	15,500	17,600	16,400	17,000	9,300	8,600
		(26,700)	(23,900)	(23,900)	－	(21,800)	(24,700)	(23,100)	(23,900)	(13,100)	(12,100)
	03 岩手県	20,600	18,600	18,000	－	16,400	17,600	17,900	17,700	10,500	9,600
		(29,000)	(26,200)	(25,300)	－	(23,100)	(24,700)	(25,200)	(24,900)	(14,800)	(13,500)
	04 宮城県	22,500	20,400	17,900	－	16,600	17,600	19,500	18,500	11,600	10,300
		(31,600)	(28,700)	(25,200)	－	(23,300)	(24,700)	(27,400)	(26,000)	(16,300)	(14,500)
	05 秋田県	19,200	17,500	17,100	－	15,600	17,600	16,600	16,900	9,300	8,500
		(27,000)	(24,600)	(24,000)	－	(21,900)	(24,700)	(23,300)	(23,800)	(13,100)	(12,000)
	06 山形県	19,400	18,600	17,000	15,600	17,300	17,600	16,800	17,000	10,500	9,500
		(27,300)	(26,200)	(23,900)	(21,900)	(24,300)	(24,700)	(23,600)	(23,900)	(14,800)	(13,400)
	07 福島県	20,000	19,200	17,000	15,100	17,000	17,500	16,200	18,100	11,300	10,200
		(28,100)	(27,000)	(23,900)	(21,200)	(23,900)	(24,600)	(22,800)	(25,400)	(15,900)	(14,300)
関　東	08 茨城県	22,400	24,100	21,500	23,100	20,200	20,000	21,000	21,000	11,900	10,900
		(31,500)	(33,900)	(30,200)	(32,500)	(28,400)	(28,100)	(29,500)	(29,500)	(16,700)	(15,300)
	09 栃木県	22,300	24,300	21,600	23,100	20,000	20,100	21,100	20,300	11,500	10,100
		(31,400)	(34,200)	(30,400)	(32,500)	(28,100)	(28,300)	(29,700)	(28,500)	(16,200)	(14,200)
	10 群馬県	21,700	23,800	21,600	19,100	18,900	20,100	21,000	19,400	11,000	9,800
		(30,500)	(33,500)	(30,400)	(26,900)	(26,600)	(28,300)	(29,500)	(27,300)	(15,500)	(13,800)
	11 埼玉県	22,200	24,300	21,500	23,100	20,100	20,000	21,300	20,700	11,800	10,700
		(31,200)	(34,200)	(30,200)	(32,500)	(28,300)	(28,100)	(29,900)	(29,100)	(16,600)	(15,000)
	12 千葉県	22,300	23,000	21,500	23,100	20,200	20,000	21,300	21,000	12,200	10,700
		(31,400)	(32,300)	(30,200)	(32,500)	(28,400)	(28,100)	(29,900)	(29,500)	(17,200)	(15,000)
	13 東京都	22,400	23,000	21,500	23,100	20,500	20,000	21,300	21,000	12,400	10,900
		(31,500)	(32,300)	(30,200)	(32,500)	(28,800)	(28,100)	(29,900)	(29,500)	(17,400)	(15,300)
	14 神奈川県	22,000	24,400	21,500	21,500	19,800	20,000	21,300	21,200	12,600	10,800
		(30,900)	(34,300)	(30,200)	(30,200)	(27,800)	(28,100)	(29,900)	(29,800)	(17,700)	(15,200)
	19 山梨県	22,000	24,400	21,500	21,500	19,700	20,000	21,300	21,300	11,400	10,000
		(30,900)	(34,300)	(30,200)	(30,200)	(27,700)	(28,100)	(29,900)	(29,900)	(16,000)	(14,100)
	20 長野県	21,100	23,100	21,500	18,800	18,400	20,000	22,200	20,400	10,300	9,100
		(29,700)	(32,500)	(30,200)	(26,400)	(25,900)	(28,100)	(31,200)	(28,700)	(14,500)	(12,800)
北　陸	15 新潟県	19,500	18,500	17,600	14,500	17,300	18,300	15,000	17,900	10,500	9,300
		(27,400)	(26,000)	(24,700)	(20,400)	(24,300)	(25,700)	(21,100)	(25,200)	(14,800)	(13,100)
	16 富山県	18,900	18,400	17,500	14,800	17,800	18,300	15,000	17,900	10,400	9,700
		(26,600)	(25,900)	(24,600)	(20,800)	(25,000)	(25,700)	(21,100)	(25,200)	(14,600)	(13,600)
	17 石川県	19,100	17,900	17,700	14,500	17,900	18,400	15,000	18,400	10,900	9,600
		(26,900)	(25,200)	(24,900)	(20,400)	(25,200)	(25,900)	(21,100)	(25,900)	(15,300)	(13,500)
中　部	21 岐阜県	20,400	20,000	19,600	17,800	17,900	20,500	23,700	20,500	10,900	9,900
		(28,700)	(28,100)	(27,600)	(25,000)	(25,200)	(28,800)	(33,300)	(28,800)	(15,300)	(13,900)
	22 静岡県	19,900	24,000	19,500	19,200	19,000	20,300	23,700	22,200	11,300	9,800
		(28,000)	(33,700)	(27,400)	(27,000)	(26,700)	(28,500)	(33,300)	(31,200)	(15,900)	(13,800)
	23 愛知県	20,200	21,000	19,500	19,100	18,200	20,300	23,700	21,600	11,600	10,100
		(28,400)	(29,500)	(27,400)	(26,900)	(25,600)	(28,500)	(33,300)	(30,400)	(16,300)	(14,200)
	24 三重県	20,200	22,200	19,500	19,900	17,800	20,300	22,400	21,800	11,000	9,500
		(28,400)	(31,200)	(27,400)	(28,000)	(25,000)	(28,500)	(31,500)	(30,700)	(15,500)	(13,400)
近　畿	18 福井県	18,700	19,900	19,200	16,700	18,000	20,600	－	21,500	11,100	9,900
		(26,300)	(28,000)	(27,000)	(23,500)	(25,300)	(29,000)	－	(30,200)	(15,600)	(13,900)
	25 滋賀県	19,300	20,500	19,200	19,500	17,400	20,500	－	21,100	10,500	8,700
		(27,100)	(28,800)	(27,000)	(27,400)	(24,500)	(28,800)	－	(29,700)	(14,800)	(12,200)
	26 京都府	19,600	20,600	19,200	19,700	17,600	20,500	－	21,700	10,400	8,800
		(27,600)	(29,000)	(27,000)	(27,700)	(24,700)	(28,800)	－	(30,500)	(14,600)	(12,400)
	27 大阪府	19,000	20,600	19,200	19,100	17,800	20,500	－	21,200	10,500	9,100
		(26,700)	(29,000)	(27,000)	(26,900)	(25,000)	(28,800)	－	(29,800)	(14,800)	(12,800)
	28 兵庫県	18,100	20,600	19,200	17,700	17,700	20,500	－	21,400	10,500	9,000
		(25,400)	(29,000)	(27,000)	(24,900)	(24,900)	(28,800)	－	(30,100)	(14,800)	(12,700)
	29 奈良県	19,600	20,700	19,200	19,800	17,600	20,500	－	21,200	10,500	9,000
		(27,600)	(29,100)	(27,000)	(27,800)	(24,700)	(28,800)	－	(29,800)	(14,800)	(12,700)
	30 和歌山県	19,500	20,600	19,200	19,300	17,700	20,500	－	21,400	10,300	8,800
		(27,400)	(29,000)	(27,000)	(27,100)	(24,900)	(28,800)	－	(30,100)	(14,500)	(12,400)
中　国	31 鳥取県	17,200	18,500	17,300	15,900	16,700	17,800	－	19,300	10,400	8,600
		(24,200)	(26,000)	(24,300)	(22,400)	(23,500)	(25,000)	－	(27,100)	(14,600)	(12,100)
	32 島根県	17,500	18,000	17,200	15,600	17,100	17,800	－	18,300	10,400	9,200
		(24,600)	(25,300)	(24,200)	(21,900)	(24,000)	(25,000)	－	(25,700)	(14,600)	(12,900)
	33 岡山県	17,200	18,800	17,300	15,800	16,700	17,800	－	19,300	10,800	9,300
		(24,200)	(26,400)	(24,300)	(22,200)	(23,500)	(25,000)	－	(27,100)	(15,200)	(13,100)
	34 広島県	17,600	18,100	17,300	15,400	16,800	17,800	－	18,000	10,900	9,500
		(24,700)	(25,400)	(24,300)	(21,700)	(23,600)	(25,000)	－	(25,300)	(15,300)	(13,400)
	35 山口県	17,600	18,100	17,300	15,400	16,900	17,800	－	18,200	10,600	9,100
		(24,700)	(25,400)	(24,300)	(21,700)	(23,800)	(25,000)	－	(25,600)	(14,900)	(12,800)
四　国	36 徳島県	18,100	19,200	16,800	－	15,300	18,600	－	17,400	10,100	9,100
		(25,400)	(27,000)	(23,600)	－	(21,500)	(26,200)	－	(24,500)	(14,200)	(12,800)
	37 香川県	18,400	19,400	16,800	－	15,500	18,600	－	17,400	10,200	9,100
		(25,900)	(27,300)	(23,600)	－	(21,800)	(26,200)	－	(24,500)	(14,300)	(12,800)
	38 愛媛県	18,200	19,400	16,800	－	15,400	18,600	－	17,400	9,800	8,600
		(25,600)	(27,300)	(23,600)	－	(21,700)	(26,200)	－	(24,500)	(13,800)	(12,100)
	39 高知県	18,100	19,300	16,800	－	15,300	18,600	－	17,500	9,200	8,200
		(25,400)	(27,100)	(23,600)	－	(21,500)	(26,200)	－	(24,600)	(12,900)	(11,500)
九　州	40 福岡県	21,800	17,400	17,400	15,300	14,800	17,100	－	17,600	9,700	8,800
		(30,700)	(24,500)	(24,500)	(21,500)	(20,800)	(24,000)	－	(24,700)	(13,600)	(12,400)
	41 佐賀県	21,800	17,400	17,400	14,700	14,400	17,100	－	17,400	9,300	8,200
		(30,700)	(24,500)	(24,500)	(20,700)	(20,200)	(24,000)	－	(24,500)	(13,100)	(11,500)
	42 長崎県	21,500	17,200	17,400	14,600	14,300	17,100	－	17,200	9,700	8,400
		(30,200)	(24,200)	(24,500)	(20,500)	(20,100)	(24,000)	－	(24,200)	(13,600)	(11,800)
	43 熊本県	21,600	17,300	17,400	14,700	14,200	17,100	－	17,300	9,400	8,200
		(30,400)	(24,300)	(24,500)	(20,700)	(20,000)	(24,000)	－	(24,300)	(13,200)	(11,500)
	44 大分県	21,300	17,400	17,400	14,400	14,100	17,100	－	17,100	9,500	8,000
		(29,900)	(24,500)	(24,500)	(20,200)	(19,800)	(24,000)	－	(24,000)	(13,400)	(11,200)
	45 宮崎県	21,200	17,300	17,400	14,400	14,100	17,100	－	17,100	9,600	7,400
		(29,800)	(24,300)	(24,500)	(20,200)	(19,800)	(24,000)	－	(24,000)	(13,500)	(10,400)
	46 鹿児島県	21,200	17,100	17,400	14,400	14,100	17,000	－	17,000	10,200	9,100
		(29,800)	(24,000)	(24,500)	(20,200)	(19,800)	(23,900)	－	(23,900)	(14,300)	(12,800)
沖　縄	47 沖縄県	16,600	17,700	16,600	－	13,900	16,600	－	15,700	8,500	7,900
		(23,300)	(24,900)	(23,300)	－	(19,500)	(23,300)	－	(22,100)	(12,000)	(11,100)

（１）参考公表職種

今回の調査（平成２５年１０月調査）において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価としての設定に至らなかった職種と当該職種の参考値（全国単純平均値）は次の表のとおりである。

職種	参考値（円）
屋根ふき工	14,637

（２）法定福利費のうち、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の事業主負担額（試算）の参考公表

○　公共工事設計労務単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、法定福利費のうち、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の事業主負担額等は含まれていない。これらの事業主負担額の費用は、積算上、現場管理費等に含まれている。

種類 / 日当たり賃金 / 標準報酬月額 / 負担率	労働保険	社会保険		法定福利費の事業主負担額（月当たり）	日当たり賃金＋法定福利費の事業主負担額（日当たり）	日当たりに対する割合
	雇用保険	健康保険（介護保険を含む）	厚生年金保険（児童手当拠出金を含む）			
	1.050%	5.760%	8.710%			
7,500	**170,000**	1,733	9,792	14,807	**26,332**	**8,697**	116.0%
10,000	**220,000**	2,310	12,672	19,162	**34,144**	**11,552**	115.5%
12,500	**280,000**	2,888	16,128	24,388	**43,404**	**14,473**	115.8%
15,000	**340,000**	3,465	19,584	29,614	**52,663**	**17,394**	116.0%
17,500	**380,000**	4,043	21,888	33,098	**59,029**	**20,183**	115.3%
20,000	**440,000**	4,620	25,344	38,324	**68,288**	**23,104**	115.5%
22,500	**500,000**	5,198	28,800	43,550	**77,548**	**26,025**	115.7%
25,000	**560,000**	5,775	32,256	48,776	**86,807**	**28,946**	115.8%
27,500	**620,000**	6,353	35,712	54,002	**96,067**	**31,867**	115.9%
30,000	**650,000**	6,930	37,440	54,002	**98,372**	**34,471**	114.9%

※　雇用保険：労働者を雇用する事業所における一般被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。
　事業主負担額は、日当たり賃金別に月 22 日労働と仮定した場合の月当たり賃金を元に算定。
　（例：日当たり賃金 15,000 円×22 日＝月当たり賃金 330,000 円）
健康保険・厚生年金保険：法人及び常時 5 人以上の従業員を使用する事業所における被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。
　事業主負担額は、日当たり賃金別に月 22 日労働と仮定した場合の標準報酬月額（賞与等を含まない）を元に算定。厚生年金保険の標準報酬月額の上限額は 620,000 円。
　（例：日当たり賃金 15,000 円×22 日＝月当たり賃金 330,000 円　→　報酬月額 330,000 円以上 350,000 円未満の標準報酬月額は 340,000 円）
「健康保険」は、全国健康保険協会管掌健康保険料（東京）の掛金、介護保険料を含む。
「厚生年金保険」は、児童手当拠出金を含む（厚生年金基金加入員を除く）
「法定福利費の事業主負担額（日当たり）」は、「法定福利費の事業主負担額（月当たり）」を 22 日で除して算定。
小数点以下は四捨五入して算定。
平成 26 年 2 月時点の負担率

（３）資格保有者の賃金水準の参考公表

資格保有者の賃金水準

職種	１級技能士	登録基幹技能者 （基幹技能者を含む）
造園工	+7% ～ +10% *（1級造園技能士）*	+17% ～ +22% *（登録造園基幹技能者）*
電工	―	+11% ～ +15% *（登録電気工事基幹技能者）*
鉄筋工	―	+8% ～ +10% *（登録鉄筋基幹技能者）*
運転手(特殊)	―	+5% ～ +6% *（登録機械土工基幹技能者）* +5% ～ +7% *（登録コンクリート圧送基幹技能者）*
運転手(一般)	―	+4% ～ +9% *（登録機械土工基幹技能者）*
橋りょう特殊工	―	+12% ～ +16% *（登録橋梁基幹技能者）*
橋りょう世話役	―	+10% ～ +14% *（登録橋梁基幹技能者）*
高級船員	―	+12% ～ +15% *（登録海上起重基幹技能者）*
普通船員	―	+17% ～ +20% *（登録海上起重基幹技能者）*
配管工	―	+5% ～ +9% *（登録配管基幹技能者）*
板金工	+6% ～ +10% *（1級建築板金技能士）*	―
サッシ工	+4% ～ +8% *（1級サッシ施工技能士）*	―
ダクト工	+8% ～ +11% *（1級建築板金技能士）*	+11% ～ +16% *（登録ダクト基幹技能者）*
保温工	+4% ～ +7% *（1級熱絶縁施工技能士）*	―

※　平成 23、24、25 年度公共事業労務費調査のデータの有効標本のうち、集計に必要な資格保有者の標本数が集まった職種について、職種毎の都道府県別の平均額と資格保有者の平均額の差を全国加重平均し、標本誤差を加減して算定。
「－」は該当資格なしまたは標本が集まらなかったもの

建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表（試行）

国土交通省

現状

・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
・建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない
（必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される）

※労働者の雇用に伴う必要経費　：　法定福利費、労務管理費、安全管理費など

積算体系

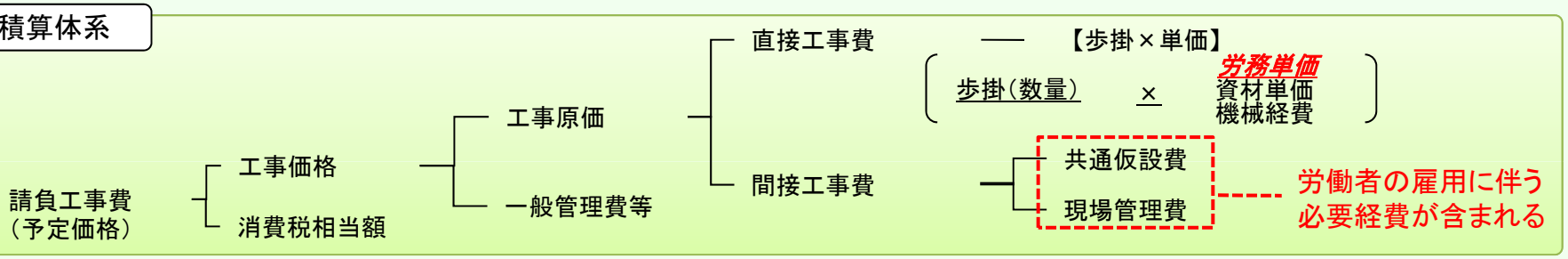

課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘がある。

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳

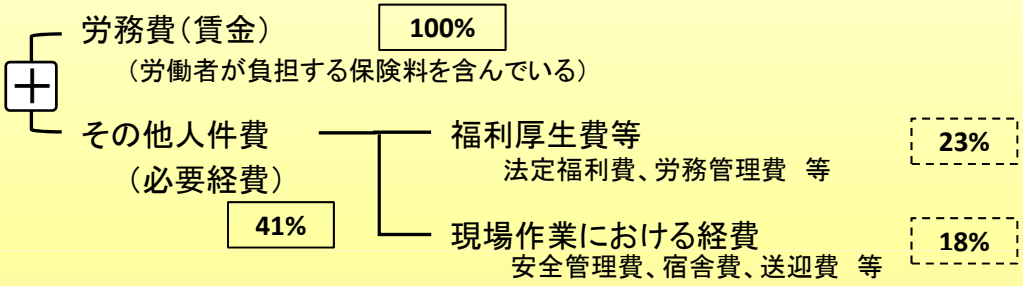

（注１）数値は、全国調査を基に試算した平均値
（注２）上記のうち、労務費（賃金）及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

対策

公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額とを並列表示し、公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A	交
○○県	11,800	7,900	
	(16,600)	(11,100)	
□□県	11,800	8,800	
	(16,600)	(12,400)	

上段　：公共工事設計労務単価
（下段）：公共工事設計労務単価＋必要経費